

(1) 公共工事の発注者としての共通認識の確認

- **品確法及び運用指針の改正、新たな全国統一指標の設定**
- **建設現場における働き方改革への取り組み**

- ① **週休2日への取り組み**
- ② **現場閉所への取り組み**

品確法及び運用指針の改正 新たな全国統一指標の設定

品確法と建設業法・入契法(新担い手3法) R1改正時の概要

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

- 発注者の責務
 - ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
 - ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
 - ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）
- 受注者（下請含む）の責務
 - ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

- 工期の適正化
 - ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
 - ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
 - ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
 - ・社会保険の加入を許可要件化
 - ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

- 発注者・受注者の責務
 - ・情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

- 技術者に関する規制の合理化
 - ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
 - ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

- 発注者の責務
 - ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
 - ・災害協定の締結、発注者間の連携
 - ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
 - ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
 - ・経営管理責任者に関する規制を合理化
 - ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

- 調査・設計の品質確保
 - ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

□ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

2. 建設現場の生産性の向上

□ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

3. 持続可能な事業環境の確保

□ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

<年齢構成別の技能者数>



<時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回る事の出来ないもの:
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。
 ※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

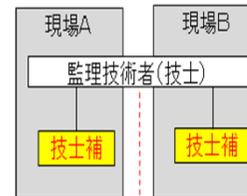
■ 工事現場の技術者に関する規制を合理化。

- (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
- (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

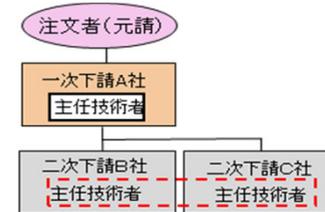
- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

<元請の監理技術者>



監理技術者は兼務可能

<下請の主任技術者>



主任技術者の設置を不要化

【目標・効果】

建設業における働き方改革の実現を通じて、女性や若年層など将来における担い手を確保

(KPI) 建設業入職者数: 4万人(2017年度)→55万人(2023年度) (15万人純増)

・技術者・技能労働者の週休2日の割合: 技術者85%(2017年度)、技能労働者47%(2018年度)→原則100%(2024年度)

・下請代金のうち、少なくとも労務費相当分を現金払いとする割合: 91.4%(2018年度)→100%(2025年度)

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

背景・必要性

1. 災害への対応

- 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

- 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

- 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

- 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【**基本理念**】災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ① 緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ② 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③ 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

2. 働き方改革への対応

【**基本理念**】適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【発注者の責務】

- ① 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ② 公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③ 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

3. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

5. その他

(1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 【**発注者の責務**】
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用 【**基本理念**】

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理
【**国・特殊法人等・地方公共団体の責務**】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

発注関係事務の運用に関する指針 改正案のポイント

公共工事の品質確保の促進に関する法律における「運用指針」の該当条文

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

運用指針 改正のポイント

- ①全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、**災害時の緊急対応の充実強化**
- ②公共工事の品質確保のため、公共工事に加え、**公共工事に関する測量、調査（地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。））及び設計**が対象として追加
- ③**働き方改革**、ICTの推進等による**生産性向上の取組**に関連する事項の追加

全体の構成

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

- 1 工事
 - 1-1 工事発注準備段階
 - 1-2 工事入札契約段階
 - 1-3 工事施工段階
 - 1-4 工事完成後
 - 1-5 その他
- 2 業務
 - 2-1 業務発注準備段階
 - 2-2 業務入札契約段階
 - 2-3 業務履行段階
 - 2-4 業務完了後
 - 2-5 その他
- 3 発注体制の強化等
 - 3-1 発注体制の整備等
 - 3-2 発注者間の連携強化

III. 災害時における対応

- 1 工事
 - 1-1 災害時における入札契約方式の選定
 - 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
- 2 業務
 - 2-1 災害時における入札契約方式の選定
 - 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
- 3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
 - 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例
- 2 業務
 - 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

V. その他配慮すべき事項

- 1 受注者等の責務
- 2 その他

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント(案)

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

必ず実施すべき事項(工事)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を**的確に反映した積算を行う**。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上する**。

② 歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する**。予定価格は、**原則として事後公表とする**。

④ 施工時期の平準化【新】

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通しについて、地域ブロック単位等で統合して公表する**。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

⑤ 適正な工期設定【新】

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、**週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮**する。

統一的な現場閉所への取り組み

⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、**工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用**する。

⑦ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める**。

平準化の取り組み「さしすせそ」、発注見通しの統合

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント(案)

実施に努める事項(工事)

① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるように、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める

② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式**を選択するよう努める。

③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

④ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その**実態を把握**するよう努める。

⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後**において**施工状況の確認及び評価**を実施する。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント(案)

必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計【新】)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組(納期の分散)により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント(案)

実施に努める事項(測量、調査及び設計【新】)

① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるように、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等**に応じ、**プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式**を選択するよう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシート**の活用、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等における**ウェアラブルカメラ**の活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進**に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。

災害対応(工事・業務)【新】

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行う**など、**工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたって**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

北陸ブロック発注者協議会における品確法改正に伴う説明会等の実施について

平成31年2月28日

「平成30年度 北陸ブロック発注者協議会(幹事会)」の開催

令和元年5月31日

「令和元年度 北陸ブロック発注者協議会」の開催

令和元年6月14日

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行

令和元年7月29日

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に関する説明会
(北陸ブロック発注者協議会(臨時幹事会))の開催(TV中継)

令和元年8月頃

「令和元年度 北陸ブロック発注者協議会(県部会)」の開催

- ・新潟県部会 (令和元年8月8日 開催) ・富山県部会 (令和元年8月6日 開催)
- ・石川県部会 (令和元年8月5日 開催)

令和元年8月頃

「新・担い手3法に関する説明会」の開催

- ・新潟会場 (令和元年8月7日 開催) ・富山会場 (令和元年8月27日 開催)
- ・石川会場 (令和元年8月26日 開催)

令和元年10月頃

「ワーキンググループ」の実施※

- ・新潟県WG (令和元年10月18日) ・富山県WG (令和元年10月15日)
- ・石川県WG (令和元年10月21日) ※ 開催を予定していたが、台風19号災害により資料配布のみ実施。

令和元年10月頃～

「発注関係事務相談キャラバン」の実施

22市町村を訪問

- ・新潟県内 (令和元年11～12月 開催) ・富山県内 (令和元年10月 開催)
- ・石川県内 (令和元年10～11月 開催)

令和元年11月8日

「発注関係事務の運用に関する指針」等の改正案説明会
(北陸ブロック発注者協議会(臨時幹事会))の開催(TV中継)

令和2年2月13日

「令和元年度 北陸ブロック発注者協議会(幹事会)」の開催

令和2年5月頃

「令和2年度 北陸ブロック発注者協議会」の開催

令和元年8月8日～9月13日
運用指針改正骨子(案)

業界団体、都道府県等へ
意見照会

令和元年10月10日～11月11日
改正運用指針(案)

業界団体、都道府県等へ
意見照会

改正運用指針

令和元年 年内とりまとめ
令和2年1月30日 改正

新たな全国統一指標の設定

北陸ブロック発注者協議会等での主な実施内容

H26

H26.6

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行

H27

H27.4

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」運用開始

“必ず実施すべき事項”
”実施に努める事項”
を位置付け

H28

H28.8

北陸ブロック発注者協議会の構成機関に全国統一指標(案)を意見照会

H29

H29.5

「北陸ブロック発注者協議会」で、全国統一指標の導入を決定

WG、キャラバン等を通じて
取り組みを支援

H29～
キャラバン開始

H30

① 適正な予定価格の設定

・最新の積算基準と基準対象外の要領を整備

46% (H30.3) → **96%** (R01.3)

・最新単価を用いて積算を実施

98% (H30.3) → **99%** (R01.3)

② 適切な設計変更

・設計変更ガイドラインを策定し、活用

37% (H29.3) → **41%** (H30.8)

③ 施工時期の平準化(件数)

・平準化率0.8以上の機関数

20% (H30.3) → **24%** (H31.3)

「全国統一指標」を協議会の取
組みの『重点的なテーマ』に
掲げ、各機関が積極的に実施。

各取り組みが浸透し、改善傾
向がみられる。

「統一指標」を見直し、新たに
設定

R1

R1.6
品確法改正

R2.1
運用指針改正

R2

R2.5～

新たな全国統一指標の運用・地域独自指標の検討開始

【R1】「発注関係事務の運用に関する指針(H26版)」に基づく具体的な取組内容(工事)

- 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(H26版)に基づき、下記項目に取り組んで来た。 :「H28全国統一指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
発注段階	① 予定価格の適正な設定 受注者への適正な利潤を確保 適正な工期を前提、最新の積算基準・単価	① 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択 (総合評価落札方式の活用)
	② 歩切りの根絶 歩切りは品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。	② 発注や施工時期の平準化 債務負担行為、余裕期間の設定、繰越(翌債)、発注時期の調整
入札	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等(ダンピング受注防止) 低入札価格調査制度、最低制限価格制度の適切な活用。予定価格は、原則として事後公表。	③ 入札不調・不落時の見積り活用 標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用し予定価格を適切に見直す。
工事	④ 適切な設計変更 設計変更ガイドラインの活用	④ 受注者との情報共有、協議の迅速化 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
その他	⑤ 適切な技術検査・工事成績評定等 各種技術検査、工事成績評定制度の活用	⑤ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する。
	⑥ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村等支援	
◆「⑥ 発注者間の連携体制の構築」については、「各部会、WGの開催」、「発注見通しの公表」で実施している。		◆「⑤ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、今後検討する。 ◆北陸独自の取組みとして、「工事施工の円滑化4点セット」の活用を項目に追加。

全国統一指標の設定

- 運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一指標は、平成28年度に設定。
- 各ブロック毎に目標値を設定し、取組状況のフォローアップとその結果の公表を実施。

■全国統一指標と取組状況（平成28年設定） ※各ブロック毎の詳細な取組状況は参考資料を参照

①適正な予定価格の設定

指標：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積もり等の活用）

指標：単価の更新頻度

➡ 全国的に取組が浸透

②適切な設計変更

指標：改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

指標：設計変更の実施工事率

➡ 全国的に取組状況は改善傾向

③施工時期等の平準化

指標：年度の平均と4～6月期の平均の稼働状況（件数・金額）の比率（※いわゆる平準化率）

➡ 特に地方公共団体の取組状況に課題がある。➡ 継続

■その他

④発注見通しの統合・公表

地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組

➡ 全国的に取組が浸透

【R2】「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(工事)

- 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 : 「R2全国統一指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入 札 ・ 契 約	① 予定価格の適正な設定 最新の積算基準・単価の適用 週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上	① ICTを活用した生産性向上【新】 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	② 歩切りの根絶 歩切りは、品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。	② 入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択 (価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等)
	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	③ 総合評価落札方式の改善【新】 施工計画の評価、災害時の活動実績の評価等 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
工 事	④ 施工時期の平準化【新】 債務負担行為や繰越明許費の活用等 中長期的な工事の発注見通し	④ 見積りの活用 標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。
	⑤ 適正な工期設定【新】 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保	⑤ 余裕期間制度の活用 労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用
	⑥ 適切な設計変更 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用	⑥ 工事中の施工状況の確認【新】 下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保
そ の 他	⑦ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
	⑧ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施

※「⑦発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

※「⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、今後検討する。

「発注関係事務の運用に関する指針(H26版・R1改訂対比表)」に基づく具体的な取組項目(工事)

- 「発注関係事務の運用に関する指針」の改定に伴い、アンケート調査を改良。
- ただし、調査項目は、従前から変更せず、項目順序のみの変更。

平成26年度制定		令和元年度改定	備考
必ず実施すべき事項		必ず実施すべき事項	
① 予定価格の適正な設定	→	① 予定価格の適正な設定	変更なし
② 歩切りの根絶	→	② 歩切りの根絶	変更なし
③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	→	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	変更なし
④ 適切な設計変更	→	④ 施工時期の平準化	実施に努める事項から
⑤ 適切な技術検査・工事成績評定等	→	⑤ 適正な工期設定	⑥ 設計変更から分離
	→	⑥ 適切な設計変更	変更なし
実施に努める事項		実施に努める事項	
① 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	→	① ICTを活用した生産性向上	新規項目 アンケート対象外
② 発注や施工時期の平準化	→	② 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	変更なし
③ 入札不調・不落時の見積り活用	→	③ 総合評価落札方式の改善	新規項目 アンケート対象外
④ 受注者との情報共有、協議の迅速化	→	④ 見積りの活用	変更なし
	→	⑤ 余裕期間制度の活用	必ず実施すべき事項 ④ 施工時期の平準化で調査
	→	⑥ 工事中の施工状況の確認	新規項目 アンケート対象外
	→	⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化	変更なし
	→	⑧ 適切な技術検査・工事成績評定等	必ず実施すべき事項から

□ : 「全国統一指標」対象取組項目

【R2】「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(測量、調査及び設計)

- 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 :「R2全国統一指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	① 予定価格の適正な設定 市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算	① ICTを活用した生産性向上 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	② 入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択(プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等)
履行	③ 履行期間の平準化 計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施 繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し等	③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 技術的に高度又は専門的な業務にはプロポーザル方式を活用 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
	④ 適正な履行期間の設定 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を踏まえた履行期間の設定 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、天候その他も考慮	④ 履行状況の確認 ウィークリースタンスの適用、条件明示チェックシートの活用 スケジュール管理表の運用
	⑤ 適切な設計変更 設計図書の変更、契約額や履行期間の変更を適切に実施 履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用	⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化 設計業務での発注者と受注者による合同現地踏査の実施 テレビ会議、ウェアラブルカメラ活用等のための環境整備
その他	⑥ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	

※「⑥発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

「発注関係事務の運用に関する指針(H26版・R1改訂対比表)」に基づく具体的な取組項目（測量、調査及び設計）

- 「発注関係事務の運用に関する指針」の改定に伴い、アンケート調査を改良。
- ただし、調査項目は、従前から変更せず、項目順序のみの変更。

平成26年度制定		令和元年度改定	備考
必ず実施すべき事項		必ず実施すべき事項	
① 予定価格の適正な設定	→	① 予定価格の適正な設定	変更なし 「歩切りの根絶」を追加
② 歩切りの根絶	→	② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	変更なし
③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	→	③ 履行時期の平準化	実施に務める事項から
④ 適切な設計変更	→	④ 適正な履行期間の設定	
	→	⑤ 適切な設計変更	変更なし
実施に努める事項		実施に努める事項	
① 発注や施工時期の平準化	→	① ICTを活用した生産性向上	新規項目 アンケート対象外
	→	② 入札契約方式の選択・活用	新規項目 アンケート対象外
	→	③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用	新規項目 アンケート対象外
	→	④ 履行状況の確認	新規項目 アンケート対象外
	→	⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化	新規項目 アンケート対象外

 : 「全国統一指標」対象取組項目

建設現場における働き方改革への取り組み

- ① 週休2日への取り組み
- ② 現場閉所への取り組み

① 週休2日への取り組み

建設事業をとりまく課題と対策(働き方改革)

◎課題(背景)

- ◆ 建設業者数、建設就業者数の減少
- ◆ 従事者は60代が多く10年後には大半が引退
- ◆ 若年入職者の不足
- ◆ 全産業平均より年間300時間以上の長時間労働
- ◆ 他産業では一般的な週休2日も未確保
- ◆ 気候変動により、自然災害が頻発、激甚化
- ◆ 社会資本の老朽化(維持管理の必要性)

◎対策

生産性の向上

- ◆ ICT技術の全面的な活用
- ◆ 規格の標準化(Co工)
- ◆ 施工時期の平準化

現場環境の改善

- ◆ 快適トイレ
- ◆ **週休2日の促進(適切な工期設定)**
- ◆ 安全衛生(安全な現場)

適正利潤の確保

- ◆ 適切な設計変更
- ◆ 予定価格の適正な設定
- ◆ 技術と経営に優れた業者の評価・選別

担い手の確保(労働力不足の解消)

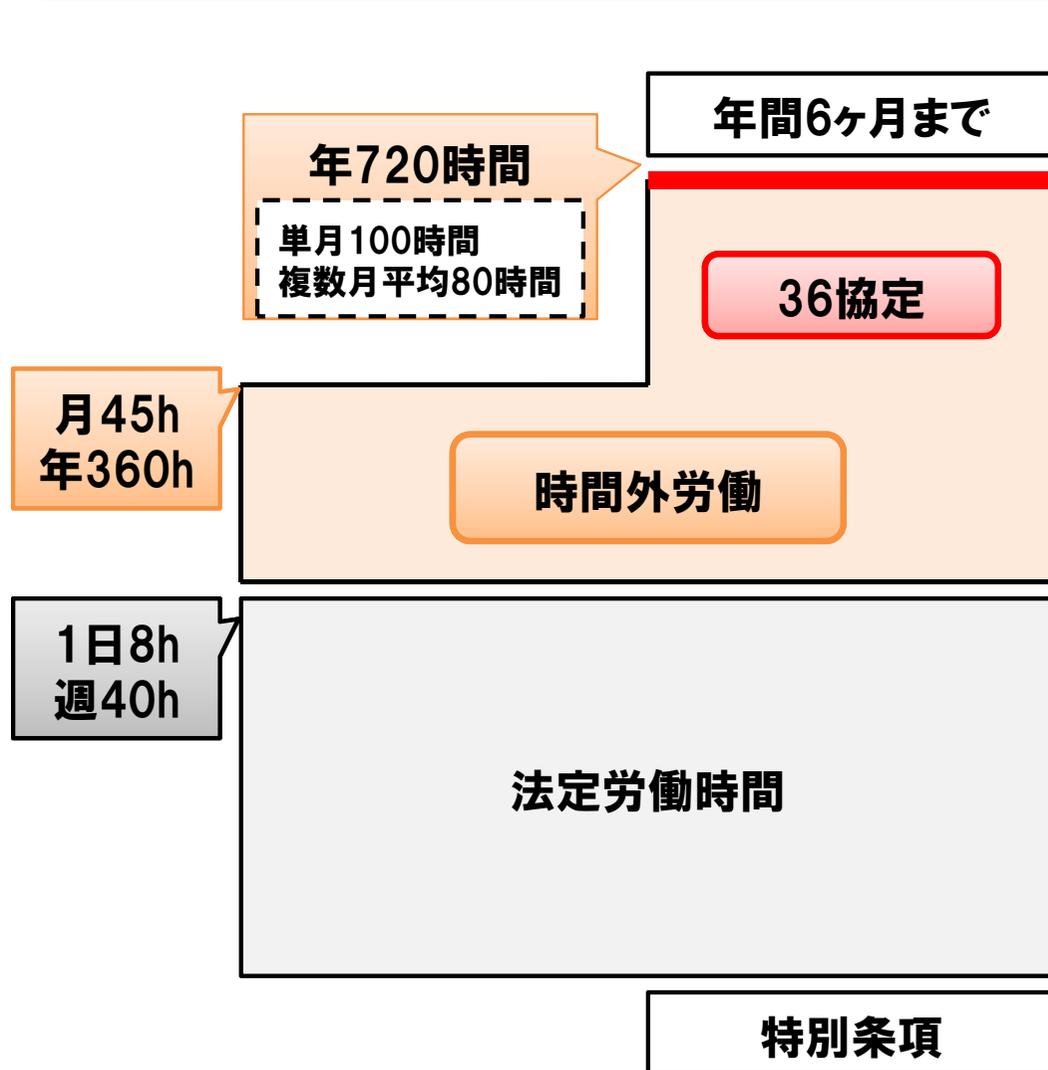
- ◆ 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図り、災害対応、インフラ整備・メンテナンス等の役割を果たし続けるためにも**建設業の働き方改革を強化**していくことが必要。

改正労働基準法における建設業の時間外労働規制(平成31年4月1日施行)

改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

※ 罰則:6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設コンサルタント業は、平成31年4月1日より適用開始 (※ 中小企業は令和2年4月1日より)
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から**5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用**



36協定の限度

≪労働基準法改正により法定:罰則付き≫

- (1) 原則、月45時間かつ年360時間
 - ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定
 - ① 年720時間(月平均60時間)
 - ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定
 - a. 2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)
 - b. 単月100時間未満(休日出勤を含む)
 - c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限
- (2) 建設業の取り扱い
 - ・施行後5年間現行制度を適用
 - ・施行後5年以降一般則を適用。
ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しないが、将来的には一般則の適用を目指す。

※ 変更なし

≪労働基準法で法定≫

原則

- (1) 1日8時間・1週間40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

業務における時間外労働規制

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用
- ◆ 建設コンサルタント業は「サービス業」であるため、平成31(2019)年4月1日より適用
(※ 中小企業は令和2年4月1日より)



※ 中小企業(サービス業):
下記のいずれかを満たす場合
・資本金の額または出資の総額:5,000万円以下
・常時使用する労働者数:100人以下

◆ 法令遵守のためには、受発注者が協力して「週休2日」に取り組むことが必要。

①業務執行プロセスの効率化

- ・ウィークリースタンスの全発注者への展開
「休日明けを期限にしない」「休前日に新たな依頼をしない」
「16時以降打合せ禁止」等

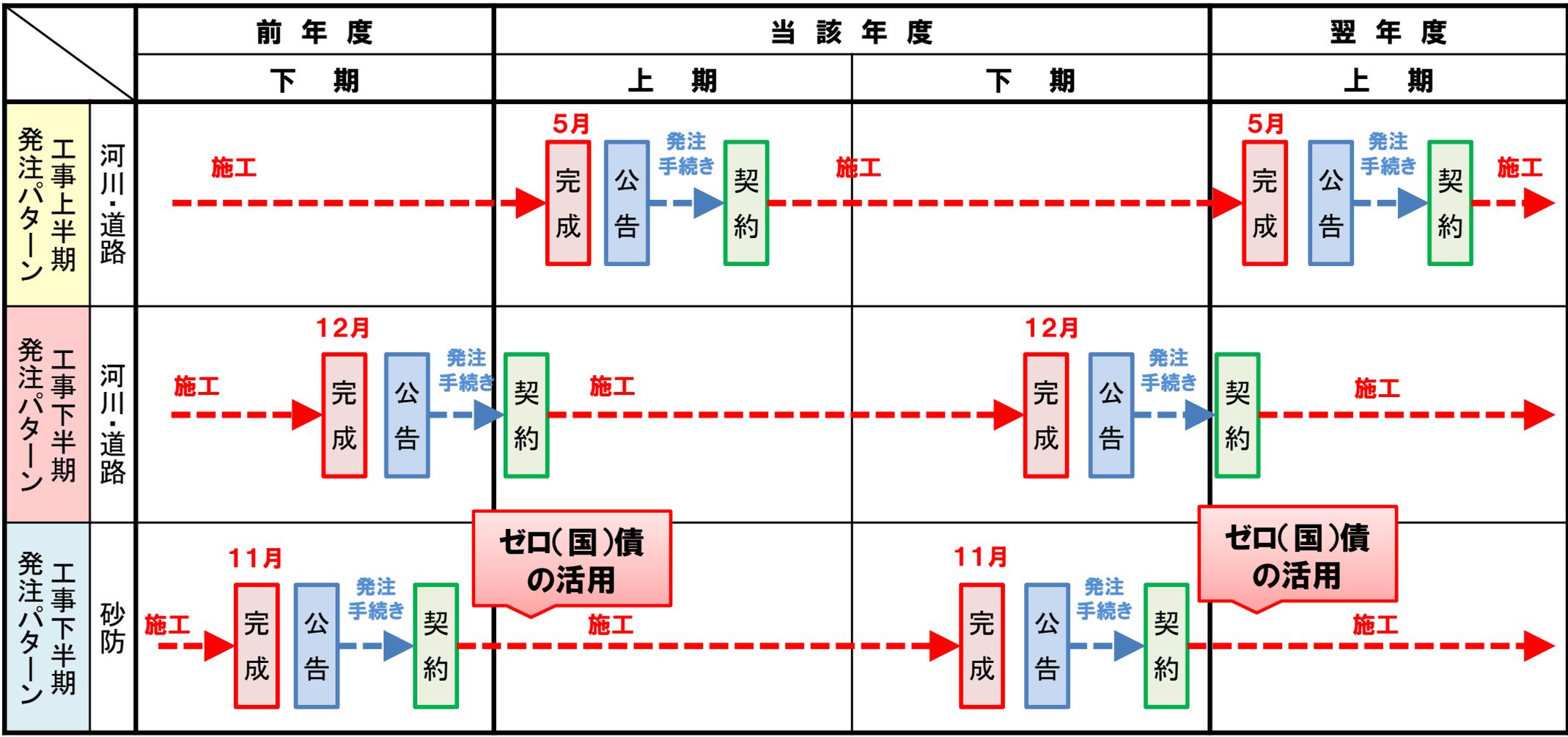


②業務の平準化

- ・適切な工期(週休2日を前提とした標準的な契約期間)
- ・国債や繰り越し手続きの活用により、9月納期の契約の拡大や3月納期集中の緩和等
(3月に集中する納期を大幅に分散することが必要)

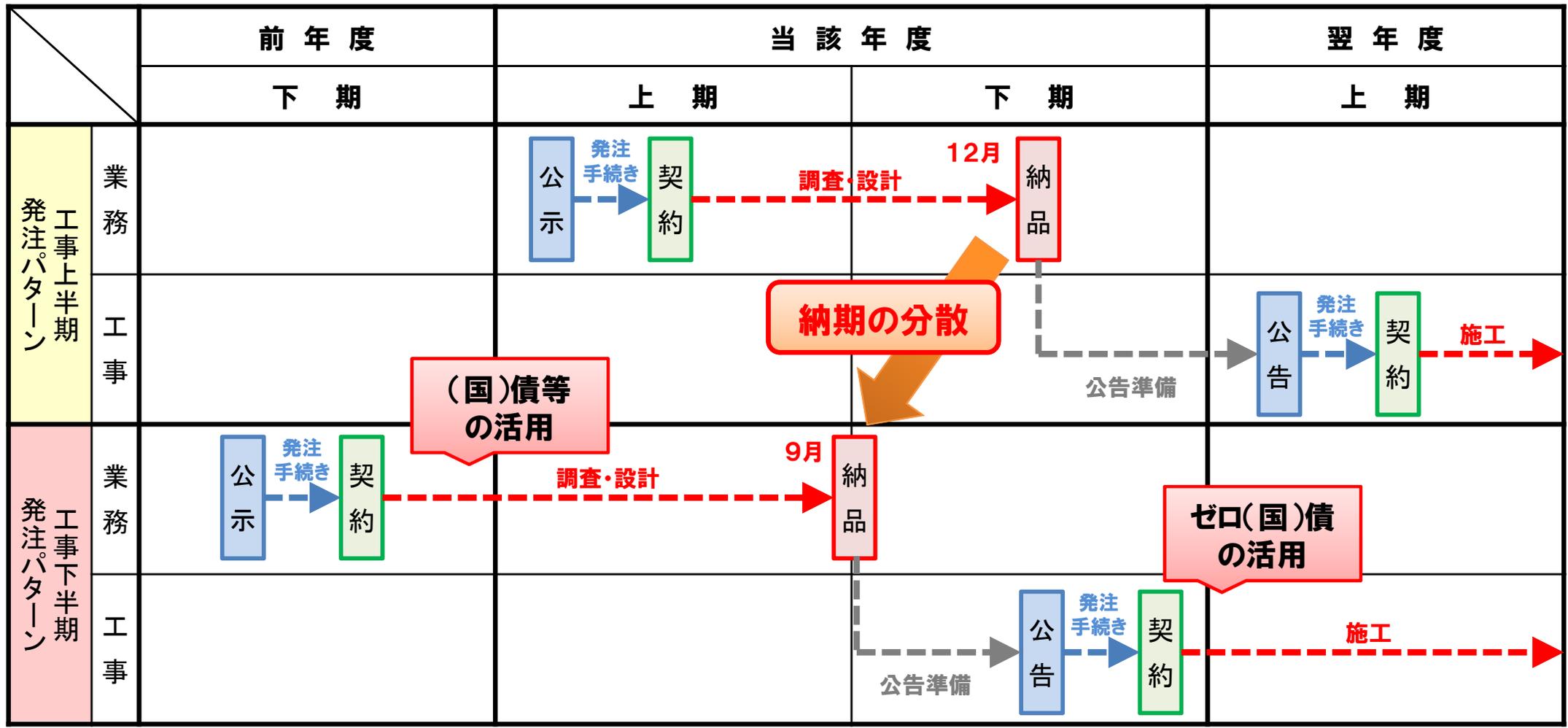
工事の平準化(工事発注サイクル見直しのイメージ)

- ◆ 工事の終期は3月末が多く、**年度末に土休日施工(所定外労働時間)が増加**する傾向。
- ◆ 工事において、当初予算からゼロ(国)債の活用が可能(H29年度～)。
- ◆ 事業内容に応じて、出水期前工期末(繰越)、降雪期前工期末(年内完成)を設定。
- ◆ 設計ストックの業務発注も含め、建設生産システム全体で施工時期の平準化を実現。



業務の平準化(業務発注サイクル見直しのイメージ)

- ◆ 業務の納期は3月末が多く、**年度末に残業(所定外労働時間)が増加**する傾向。
- ◆ ゼロ(国)債活用工事の発注には、当該年度の中旬までに業務成果が必要。
- ◆ 2019年度予算案に**業務の「ゼロ国債」を導入**。
- ◆ 業務での「ゼロ国債」導入により、建設生産システム全体で施工時期の平準化の実現を目指す。



建設現場における週休2日の取り組み

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用



- ◆ 罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

【参考】働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)抜粋

(現行の適用除外等取扱)

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

建設業については、**適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠**であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

①適切な工期設定

- ・準備・後片付け期間の見直し
- ・工期設定支援システムの導入
- ・余裕期間制度の活用
- ・工事工程の受発注者間での共有

②週休2日モデル工事の普及

- ・週休2日の実施に伴う経費を計上
- ・工事成績による加点

適切な工期設定（準備・後片付け期間の見直し）

- 準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備・後片付け期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。（通年維持工事は除く）

準備・後片付け期間の見直し

	準備期間	後片付け期間
工種区分	最低必要日数	最低必要日数
河川工事	40 日	20日
河川・道路構造物工事	40 日	
海岸工事	40 日	
道路改良工事	40 日	
共同溝等工事	80 日	
トンネル工事	80 日	
砂防・地すべり等工事	30 日	
鋼橋架設工事	90 日	
PC橋工事	70 日	
橋梁保全工事	60 日	
舗装工事(新設工事)	50 日	
舗装工事(修繕工事)	60 日	
道路維持工事	50 日	
河川維持工事	30 日	
電線共同溝工事	90 日	
ダム工事	90 日	

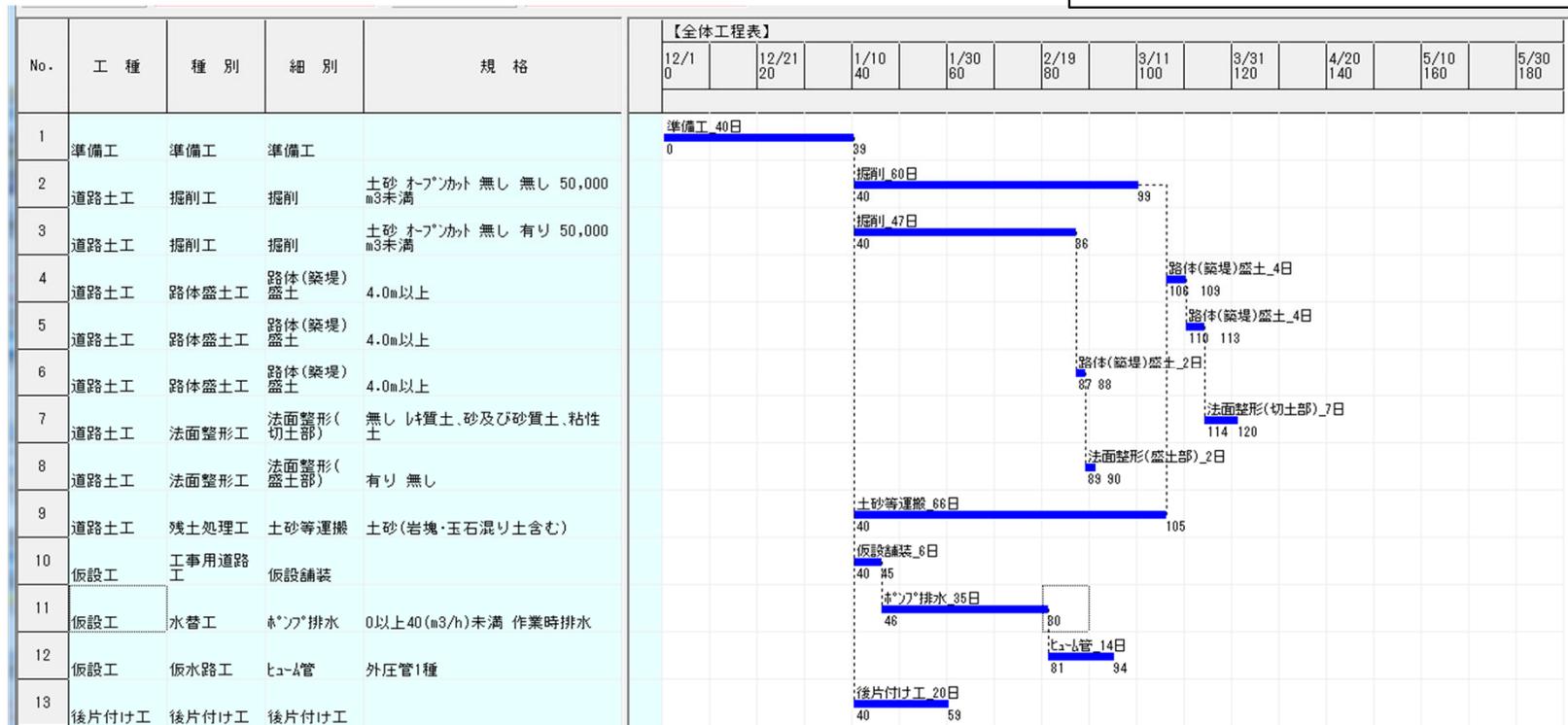
適切な工期設定（工期設定支援システム）

- 工期設定に際し、歩掛毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを作成。
- 平成29年度より維持工事を除き原則的に全ての工事で適用。

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム（イメージ）



適切な工期設定（余裕期間制度の活用）

余裕期間制度

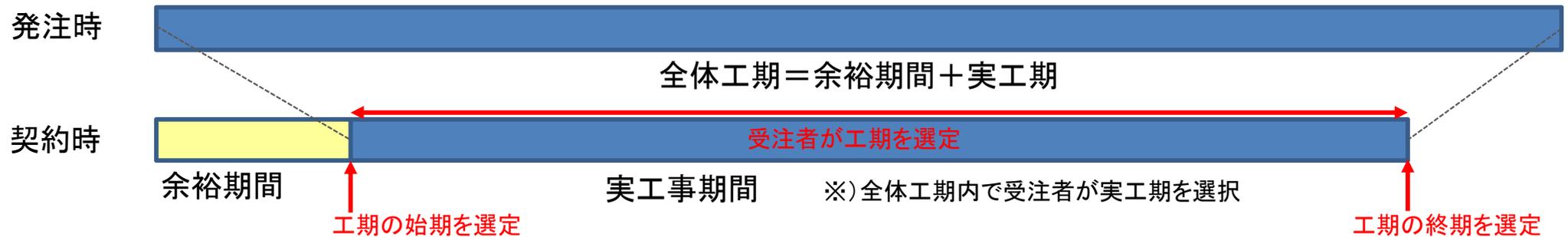
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 6ヶ月を超えない範囲

2. 技術者の配置:

(1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)

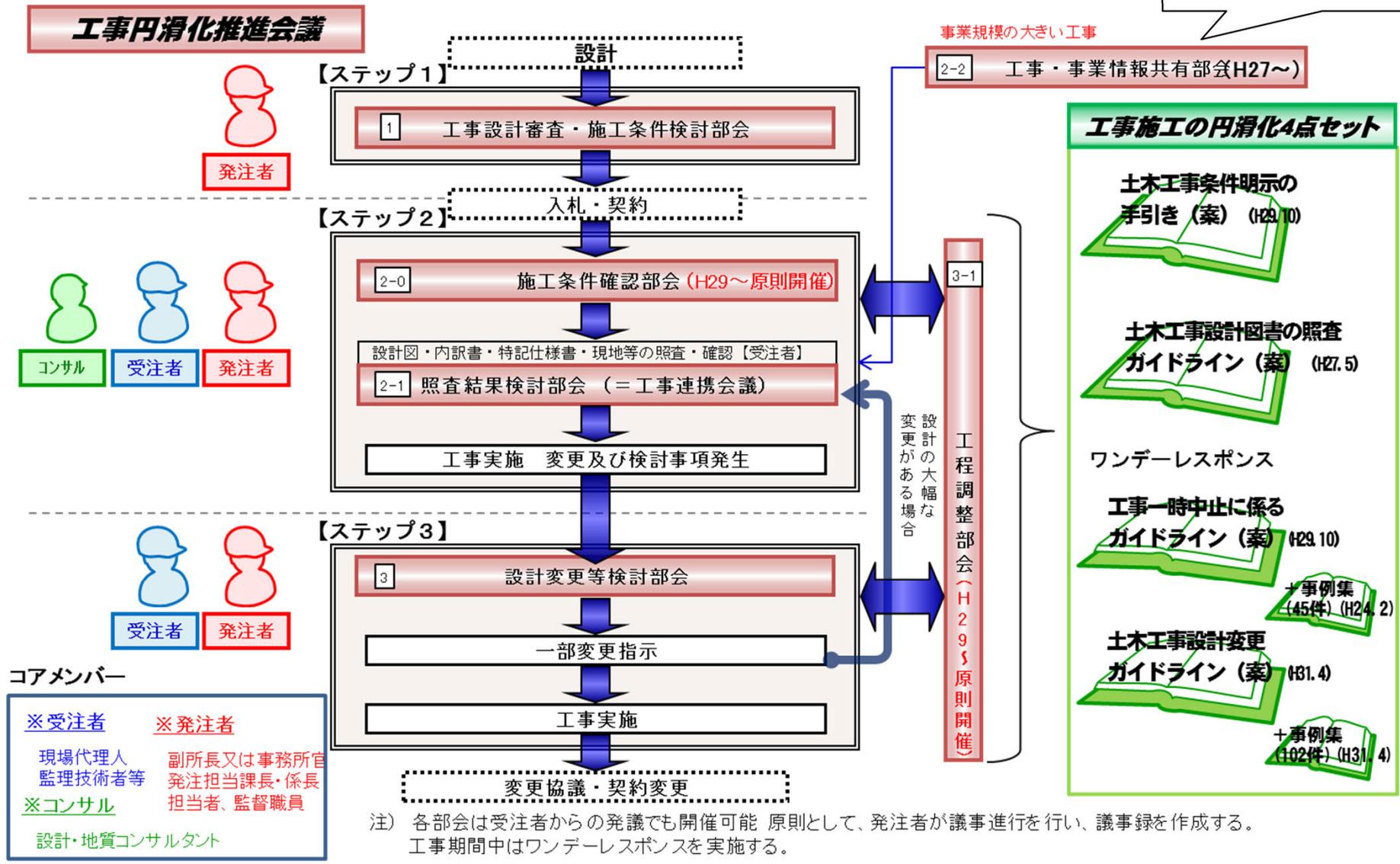
(2) 実工期・実工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

工事工程の受発注者間での共有（工事円滑化推進会議）

北陸地整における取組（「工事円滑化推進会議」の実施）

- ・工事の円滑化4点セットを活用した、工事円滑化推進会議の開催により発注者間のコミュニケーションの充実。（平成20年11月～）
- ・さらに平成27年度から規模の大きい事業の工事において「**工事・事業情報共有部会**」を試行。
- ・平成29年度より工事工程の調整により、効率的な工事の進捗・完成を図る「**工程調整部会**」及び「**施工条件確認部会**」を原則全ての工事で実施。

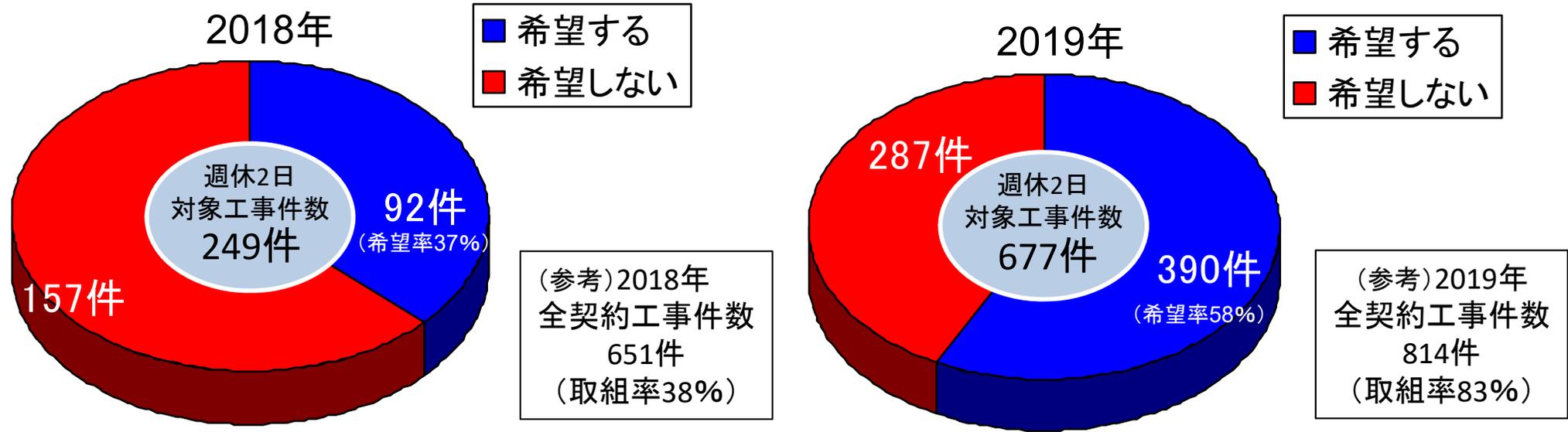
・元請け、下請けに関わらず参加。元請本社事務社員なども参加可。
 ・工事業の概要、目的、効果を共有する。
 ・必要に応じて地域の方も参加可。



建設現場における週休2日 取り組み状況(2018年,2019年)

- 2018年週休2日対象工事は249件。うち取り組み希望は92件。
- 2019年週休2日対象工事は677件。うち取り組み希望は390件。
- R1年度からは、工程調整部会の開催頻度について、1回/2~3ヶ月を目安に受発注者どちらかでも書面の申し出により開催することができる受注者希望方式「工程調整標準型」を実施
- また、発注者指定方式で発注する工事で入札公告時に「条件明示チェックリスト」「工事工程表」の開示を実施

■週休2日モデル工事の取り組み状況(契約件数ベース)



	契約件数(希望件数)			
	2018年		2019年	
	対象件数	うち希望件数	対象件数	うち希望件数
受注者希望方式	243	86	648	361
発注者指定方式	6	6	29	29
合計	249	92	677	390
取組率	38%		83%	
希望率	37%		58%	

週休2日の取り組み内容一覧(発注機関別)

赤色:特筆事項

	整備局(R2.4)	新潟県(H31.1)	富山県(R2.4)	石川県(R2.5)	新潟市(H31.4)	東日本高速道路(株)新潟支社	中日本高速道路(株)金沢支社
週休2日の考え方	週休2日を目標に4週8休以上(完全週休2日の記述無し)	原則、完全週休2日※ ※毎週2日の休日	原則、毎週2日の休日(完全週休2日(土日)は別途評価)	原則、土日を休日(完全週休2日の記述無し)	原則、完全週休2日※ ※毎週2日の休日	4週8休以上(完全週休2日の記述無し)	4週8休以上(完全週休2日の記述無し)
緩和措置	工事着手から現場完了日までの対象期間での現場閉所日数が対象	ただし、やむを得ず確保できない場合は振替休日により4週6休相当以上とする	振替休日は、当該日を含む週及びその前後の週に限定	振替休日も可能	ただし、やむを得ず確保できない場合は振替休日により4週6休相当以上とする	工事着手から工事完成日までの対象期間での現場閉所日数が対象。また、余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事着工日)を受注者が選択できる。	降雨や降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態であれば、現場閉所日数に含めるものとする。
発注方式	・発注者指定方式 ・受注者希望方式	・受注者希望方式	・発注者指定方式 ・受注者希望方式	・発注者指定方式 ・施工者希望方式	・受注者希望方式	・発注者指定方式 ・受注者希望方式	・発注者指定方式
対象工事	原則全ての工事 ※供用時期、施工時間、施工法に特別な制約があるものは除く	当初設計額が100万以上の土木工事 ※発注者が適さないと判断したものは除く	【発注者指定方式】 適切な工期が確保できる工事で試行 【受注者希望方式】 試行対象外でも受注者が現場着工前に希望した場合は試行対象とすることができる ※各方式とも現場条件に支障が無いこと、災害復旧工事でないこと、現場作業が概ね4週以上あること	【発注者指定方式】 適切な工期が確保できる工事 【施工者希望方式】 発注者指定方式以外の工事 【対象外】 災害復旧工事、年間契約の維持修繕工事等	当初設計額が100万以上の土木工事 ※発注者が適さないと判断したものは除く	2019.1.1以降に入札公告する全ての土木工事(工事種別問わず)のうち概ね2019年度から2021年にしゅん功する工事 ※供用時期が定められるなど施工条件の制約が多い工事やその他発注責任者が認めた工事は対象外	2019.4.以降に入札公告する全ての土木工事等及び施設工事からモデル工事を選定 ※ただし、以下の2点に該当するものは対象外 ①自然災害に対する復旧工事で、交通制限をしており、早急な復旧が必要な工事 ②事業費や供用までの工程の制約があるなど実施困難と認められる工事
補正対象	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休 ※当初より4週8休以上の達成を前提として各経費の補正を計上	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 稼働率 共通仮設費 現場管理費 4週8休以上・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休
達成確認	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(8日)／(28日)以上
成績評価	○加点有り ※4週8休以上は最大で創意工夫で0.8点、工程管理で0.4点 ●発注者指定で4週8休以上が受注者の責により確認できない場合は実施状況に応じ減点する。	○加点有り ※4週8休以上を工事現場、技術者が達成した場合それぞれ社会性で1.0点、創意工夫で1.2点 ●減点無し	○加点有り ※4週8休達成は0.8点、4週7休達成は0.4点(ともに創意工夫) ※完全週休2日(土日)達成は社会性でさらに1.0点 ●減点無し(受注者希望)	○加点有り ※4週8休達成は社会性等で0.5点 ●減点無し(施工者希望)	○加点有り ※4週8休以上を工事現場、技術者が達成した場合それぞれ社会性で1.0点、創意工夫で1.2点 ●減点無し	○加点有り ※4週8休以上は加点(創意工夫で2点) ※4週6休、4週7休の場合は加点無し ●減点無し	○加点有り ※4週8休以上を達成した場合は、2点を加点する。 ※4週6休、4週7休の場合は加点無し ●減点無し

◆ 建設業界における現状(取り組みの背景)

- 休暇の取得を就職する会社の第一条件とする希望者が増えている。
- 入社しても辞める人がいることから安定した雇用確保が必要。
- 就職希望者が週休2日を業者の選定基準の一つとしている。
- 職場環境の改善、担い手確保には週休2日の実現は必須事項。

◆ 取り組みを行ったことによる効果

- 就職説明会等で「週休2日」を目指し改善していること説明することで、業界に関する理解が進んできている。
- 今年度は新卒者の応募があった。
- 横断幕等を設置し、広く一般にアピールでき、現場のイメージアップにつながった。
- 本社の現場への支援体制の構築により、業務の効率化、残業の縮減、休暇取得を促進。

◆ 実施あたっての課題・問題点

- 天候等に左右されるため、今まで以上の緻密な工程管理が必要。
- 協力業者が週休2日制でないため、機械・労務の調整に負担をかけた。
- 日給月給の労働者もいるため、簡単に移行できない。
- 降雪期までに完成させないと工期内完成が困難となる。

◆ 取り組みを促進するための改善点

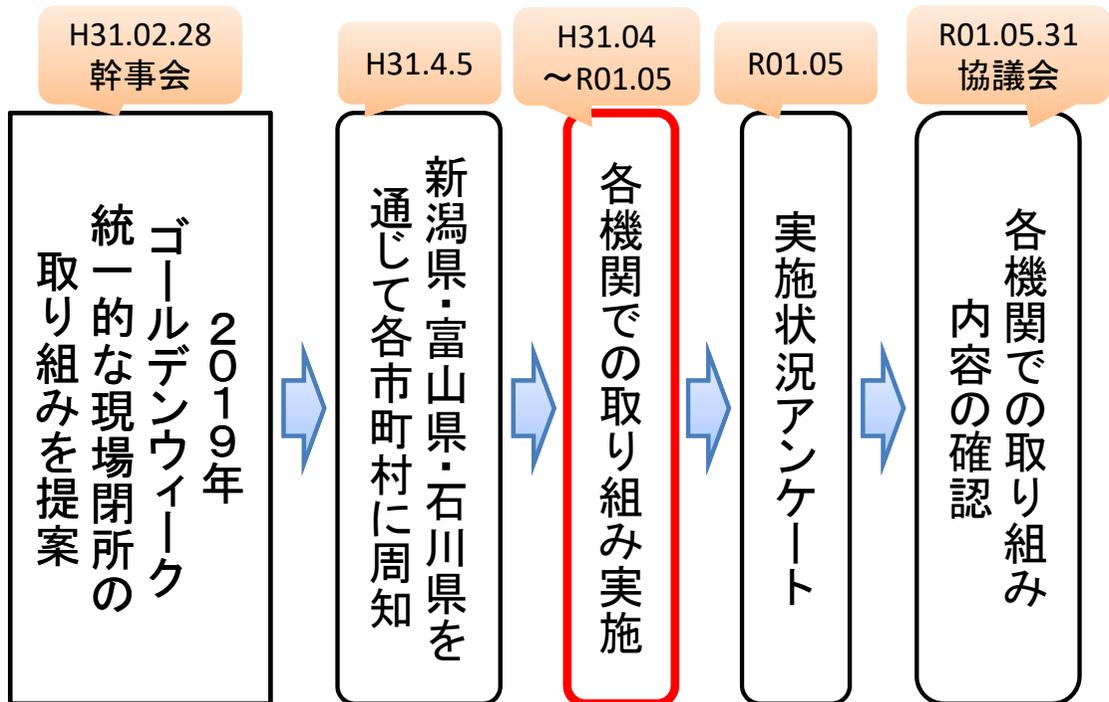
- 発注者は適切な工期を設定し、受注者は生産性向上をさらに促進することが必要。
- 下請においても担い手の確保が課題であり、建設業界全体で取り組むことが必要。
- 継続的に取り組みを行い意識付けを行うことが必要。

② 現場閉所への取り組み

- (第1弾) 「2019GW」
- (第2弾) 「令和元年 秋」

各発注機関の統一的な現場閉所への取り組み

統一的な現場閉所への取り組み(第1弾)「2019GW」



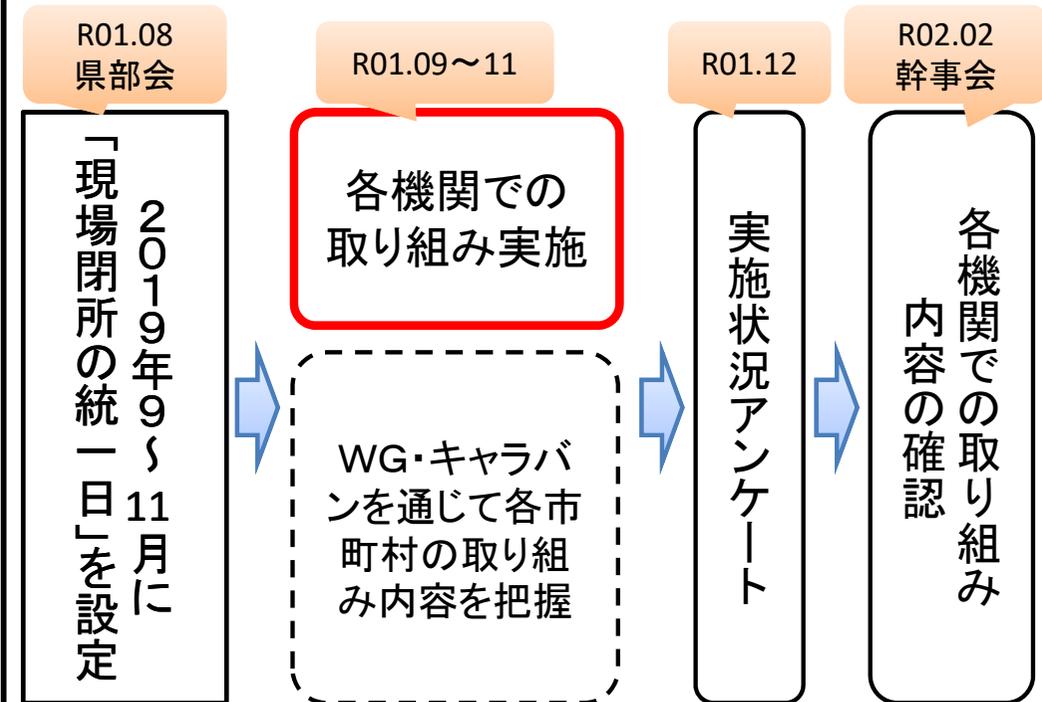
4月				5月					
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
	昭和の日	国民の休日	天皇即位の日	国民の休日	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日	

受発注者間で調整

【取り組み内容】

- GW期間(10連休)の現場閉所を各発注機関から受注者へ提案。
- GW期間全ての現場閉所が困難な場合は、土日やそれ以外の連続した日など一部期間を現場閉所
- 対象工事は、工期にGWが含まれる全ての工事。

統一的な現場閉所への取り組み(第2弾)「令和元年秋」



2019年

9月							10月					11月																	
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

【取り組み内容】

- 2019年の9~11月は土日を含めた「3連休」が4回あり、この期間を踏まえた「現場閉所の統一日」を設定することを提案。

- 「2019GW」
統一的な現場閉所への取り組み

【2019GW】週休2日推進に向けた取り組み

- ◆ 2019年ゴールデンウィークは、4/27(土)～5/6(月)の10連休。
- ◆ 今後、建設業全体のさらなる週休2日の取り組みを推進するためには、各発注機関の統一的な現場閉所に取り組むことが重要。



北陸地方整備局管内の発注機関による統一的な取り組み

【取り組み内容】

- 建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、発注機関が連携し、GW期間(10連休)の現場閉所を各発注機関から受注者へ提案。
- GW期間全ての現場閉所が困難な場合は、土日やそれ以外の連続した日など一部期間を現場閉所とするよう受発注者間で調整。
- 対象工事は、工期にGWが含まれる全ての工事。

4 月				5 月					
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
		昭和の日	国民の休日	天皇即位の日	国民の休日	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日

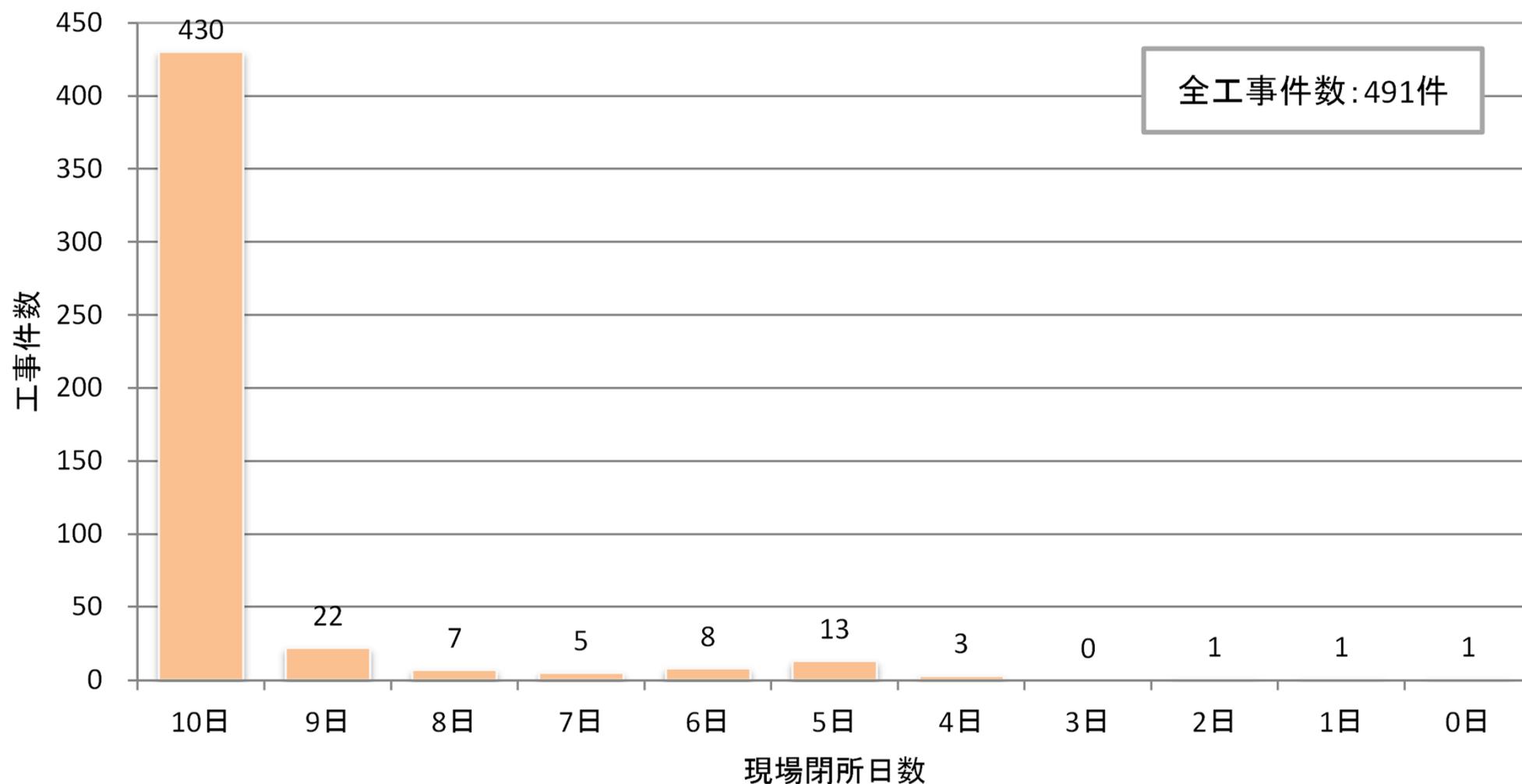
受発注者間で調整

【2019GW】週休2日推進に向けた取り組み結果(北陸地整)

工期にGW期間が含まれる全491工事(稼働工事)の約9割で10日間の現場閉所を実施。(※現場閉所5日以上は約96%達成)

※現場閉所実施状況は、直轄工事を対象とし、GW後に調査を実施。

【2019GW(4/27~5/6)】直轄工事における現場閉所日数別工事件数(結果)



【2019GW】週休2日推進に向けた取り組み結果(市町村)

◆ 本取り組みについての市町村からの意見等(市町村協議会員)【アンケート結果より】

□柏崎市:

- ・ 協議会からの要請があることにより、取組が円滑に進んだ。

□新発田市:

- ・ 発注済みで工期にGWが含まれる工事について、工事毎に監督員を通じて本取り組みを実施するよう依頼し、請負業者には調整結果を打合せ簿等で提出するように指導した。
- ・ 今年度発注でGW前に契約が見込まれる工事について、特記仕様書に本取り組みを追加した。

□阿賀野市:

- ・ 統一現場閉所を試み、事前に事業担当課から業者へヒアリングを申し入れたところ、当市は中小企業が多く存し、長期の現場閉所は困難であると回答を得たため、統一的な現場閉所を断念しました。

□高岡市:

- ・ 受発注者が集まる建設関連懇談会議で取り組みを紹介し、口頭で周知した。
- ・ 関係部署に取り組みを紹介した。

□黒部市:

- ・ 関連業界が、休みとなったことから今回は、取組はし易かったと思われます。また、年度初めということもあり、工事が最盛期でなかったことも取組は行いやすかったのではと思います。

□金沢市:

- ・ 周知の方法としては、工事毎に監督員から現場代理人に伝えた。

□小松市:

- ・ 市より建設業協会など関係団体へ本趣旨を案内し、業界として趣旨を理解して取り組んでほしいと伝えられている。

- **「令和元年 秋」
統一的な現場閉所への取り組み**

【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み計画(第2弾)

(第1弾)

- 2019GW期間(4/27(土)~5/6(月)の10連休)の現場閉所を各発注機関から受注者へ提案。
- 各発注機関においても積極的に取り組みを進めたことから、一定の成果。
- 各発注機関が協働して行うことにより、受注者の働き方改革を後押し。

北陸ブロック発注者協議会として、第1弾の取り組み結果を共有し、第2弾の取り組みを実施することを確認。



(第2弾)

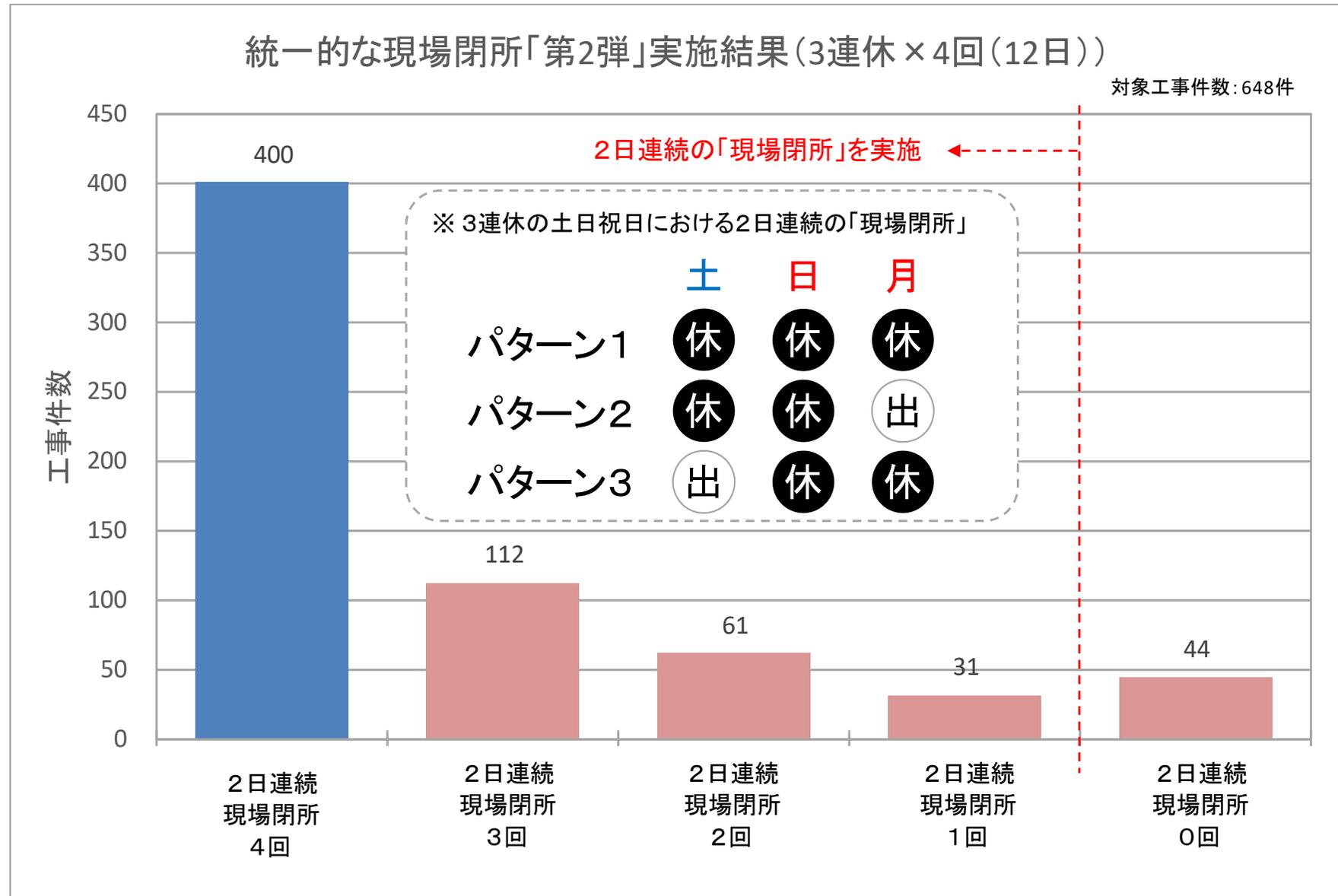
- 2019年の9月~11月は土日を含めた「3連休」が4回。
- 4回の3連休の土日祝日のうち、少なくとも2日連続を「現場閉所日」の設定とし、各発注機関から受注者へ提案。(2日~最大12日)
- 管内の各発注機関が連携して行う統一的な取り組みの「第2弾」として、実施。

2019年

9 月							10 月							11 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5						1	2
8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
29	30						27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30

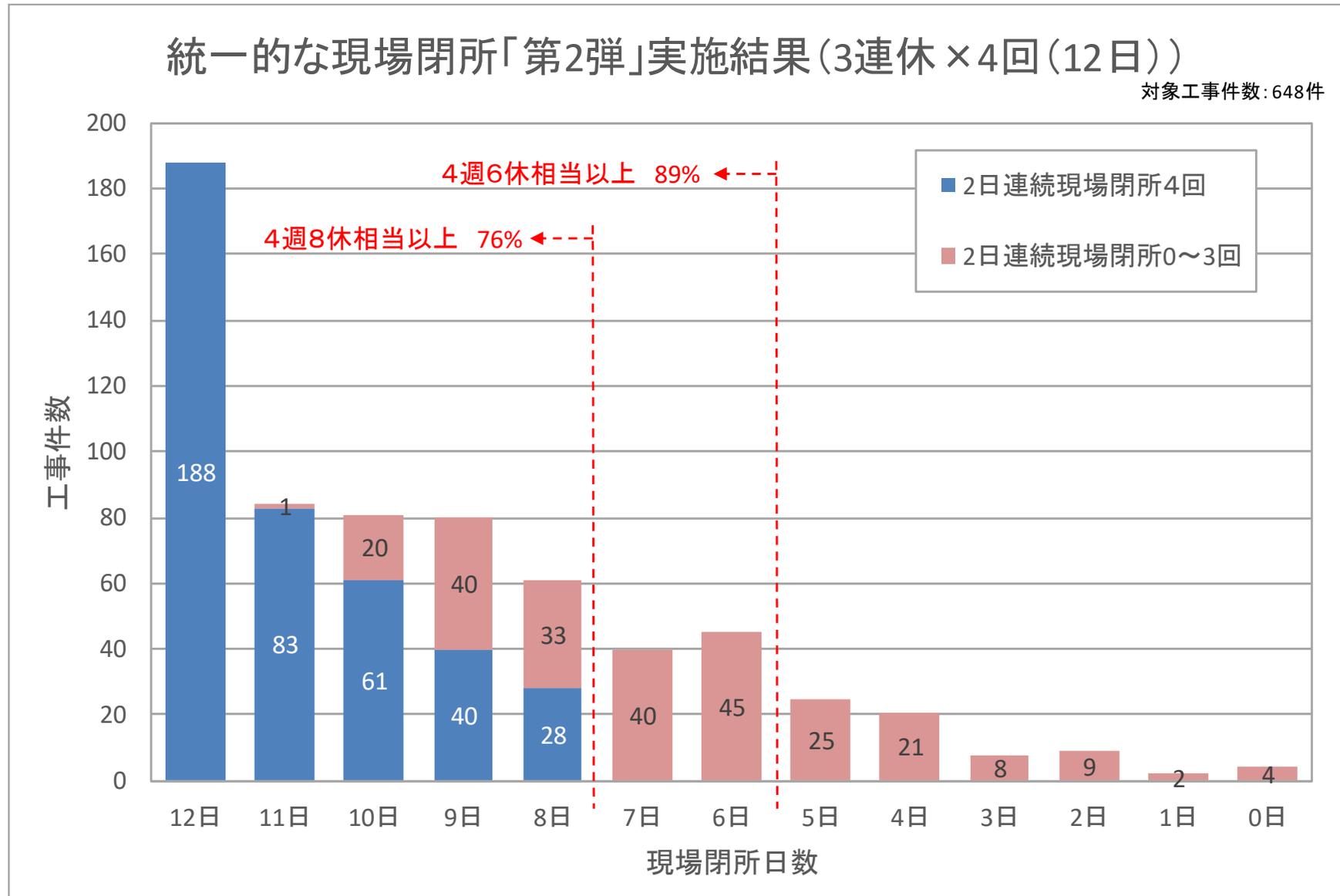
【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み結果(北陸地整)

4回の3連休の土日祝日のうち、少なくとも2日連続を「現場閉所日」とすることを受注者へ提案した結果、**全648工事の約93%で2日連続の「現場閉所」を実施**



【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み結果(北陸地整)

工期に4回の3連休が含まれる全648工事の約9割で4週6休相当以上の現場閉所を実施

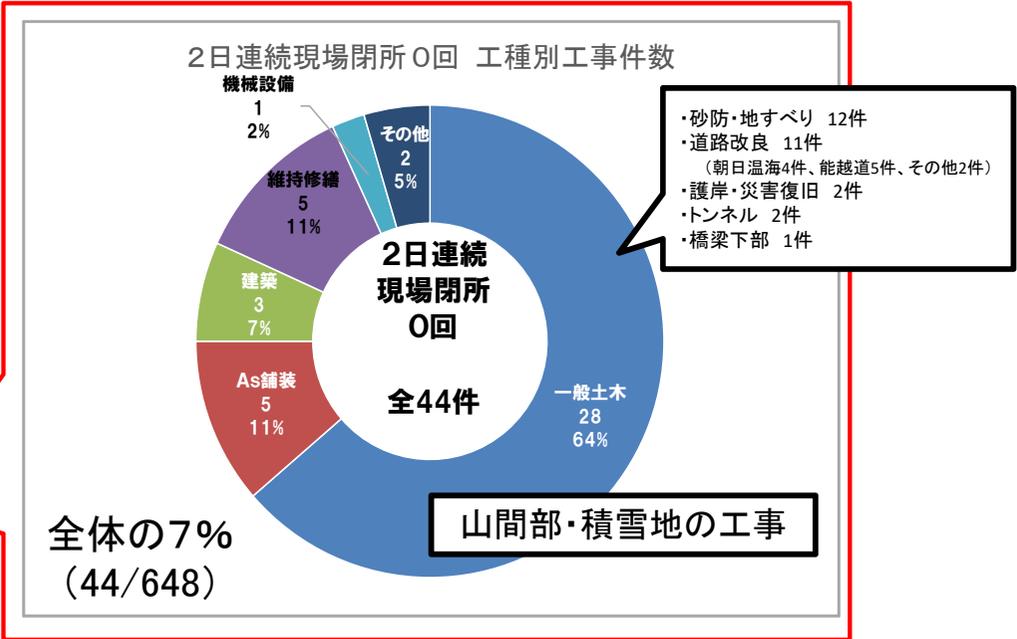
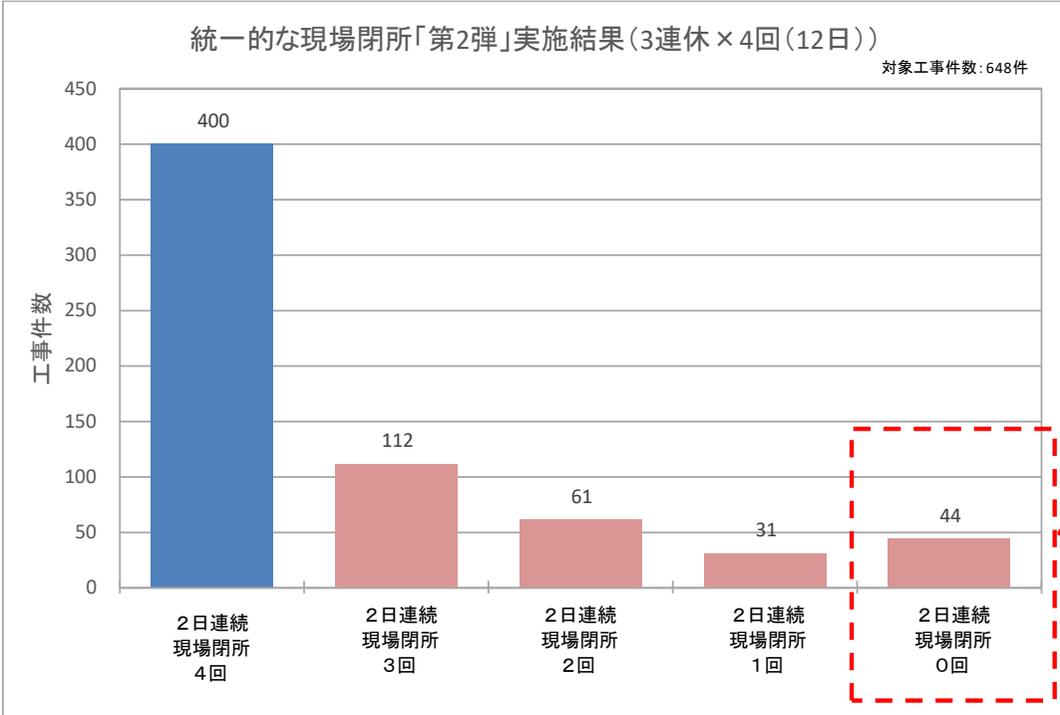


※「4週8休相当」とは、9/14~20、9/21~27、10/12~18、11/2~8の28日(4週)において、3連休4回の全12日の中で8日以上現場閉所を実施した場合

【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み結果(北陸地整)

【令和元年 秋】(北陸地整) 週休2日推進に向けた取り組み結果

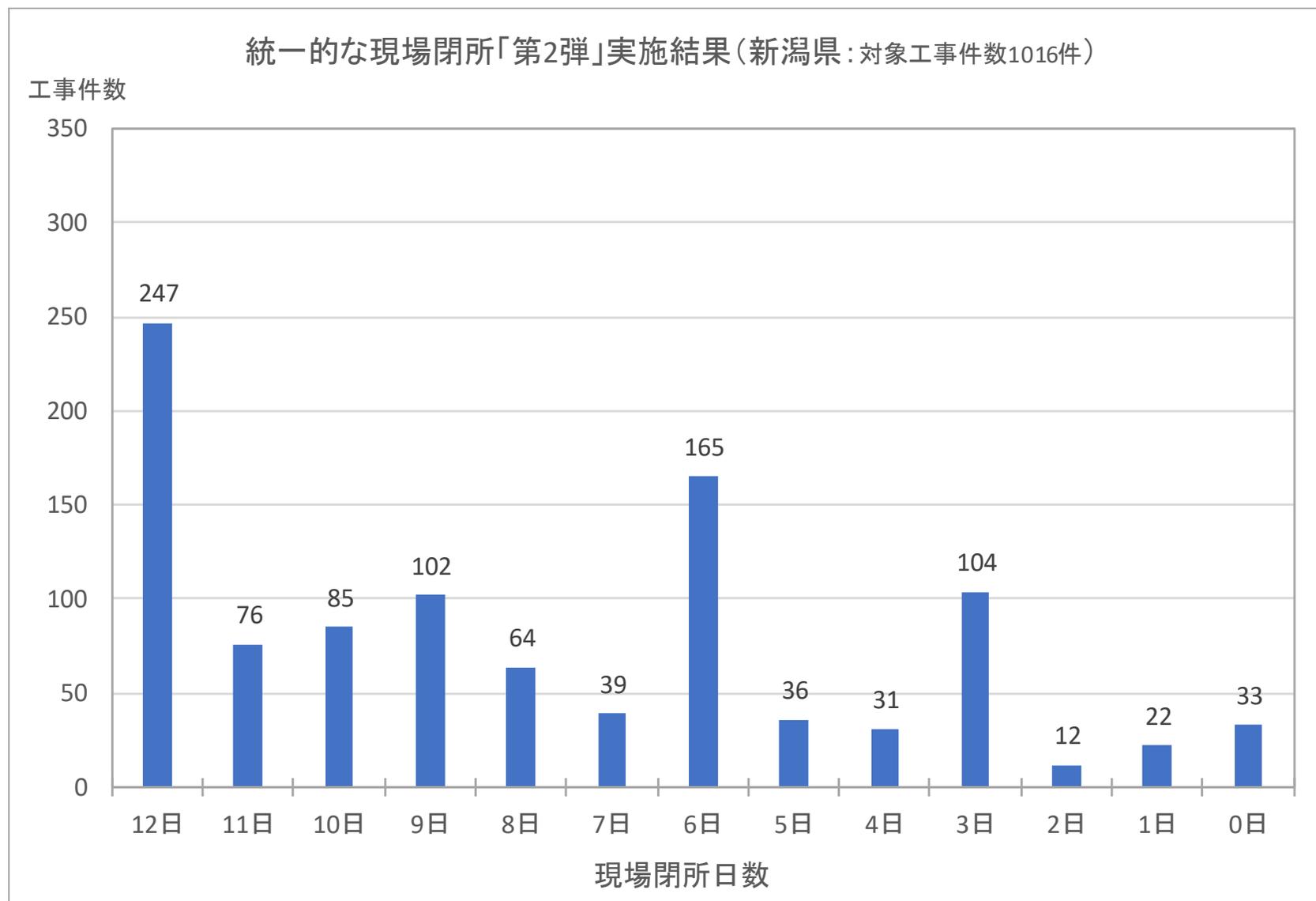
2日連続の「現場閉所」0回 工種別工事件数



- ◆ 「統一的な現場閉所」(2日連続の「現場閉所」)の実施が困難とされた現場が存在。
 - 山間部、積雪地での現場
(降雪前に工事を完了するため)
 - 交代制により工事を実施している現場
(トンネル工事、維持工事等)
 - 現場制約により休日(土日)に工事を実施している現場
(庁舎内設備、建築工事等)

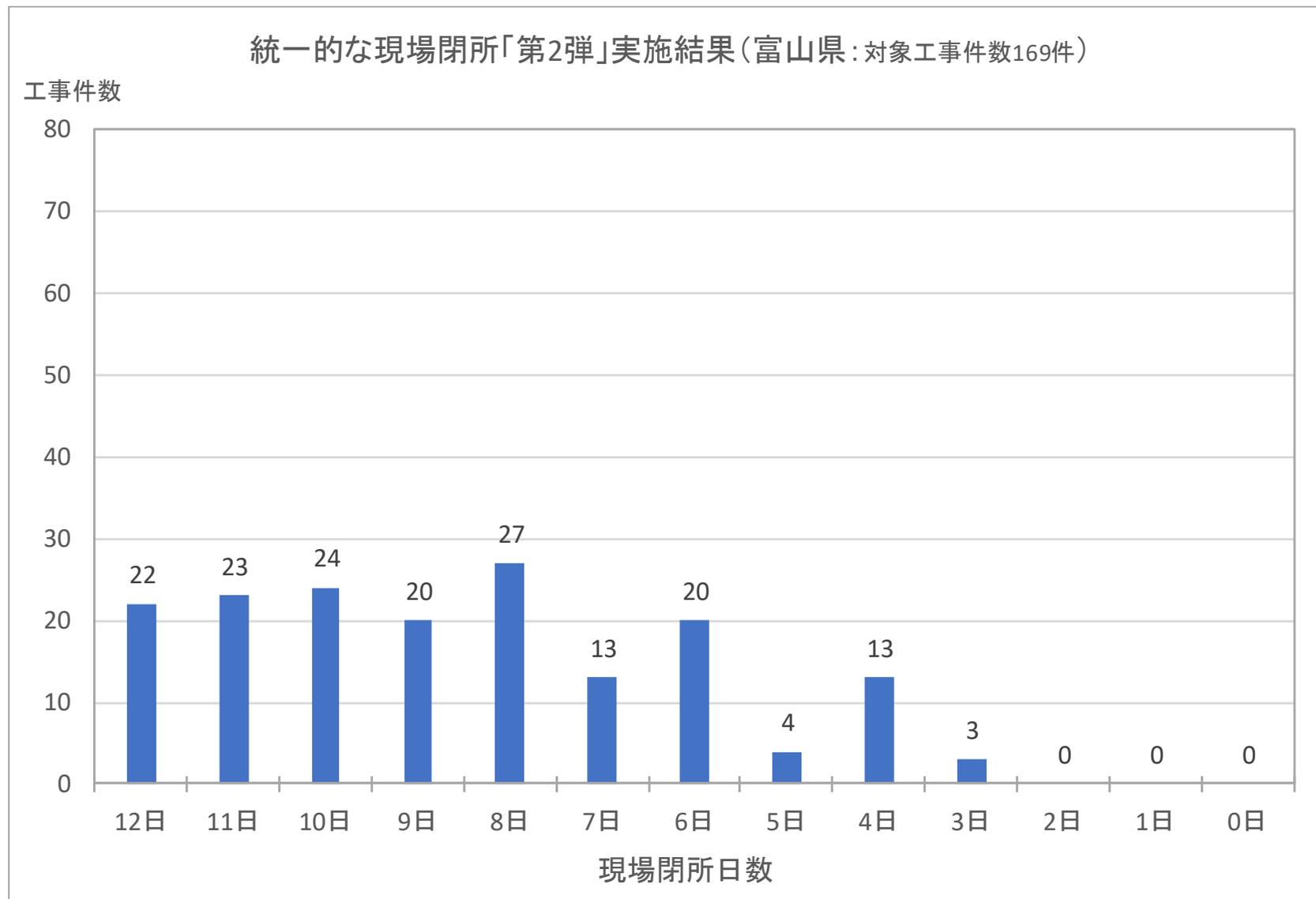
【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み結果(アンケートとりまとめ)

機関別実施結果(新潟県)



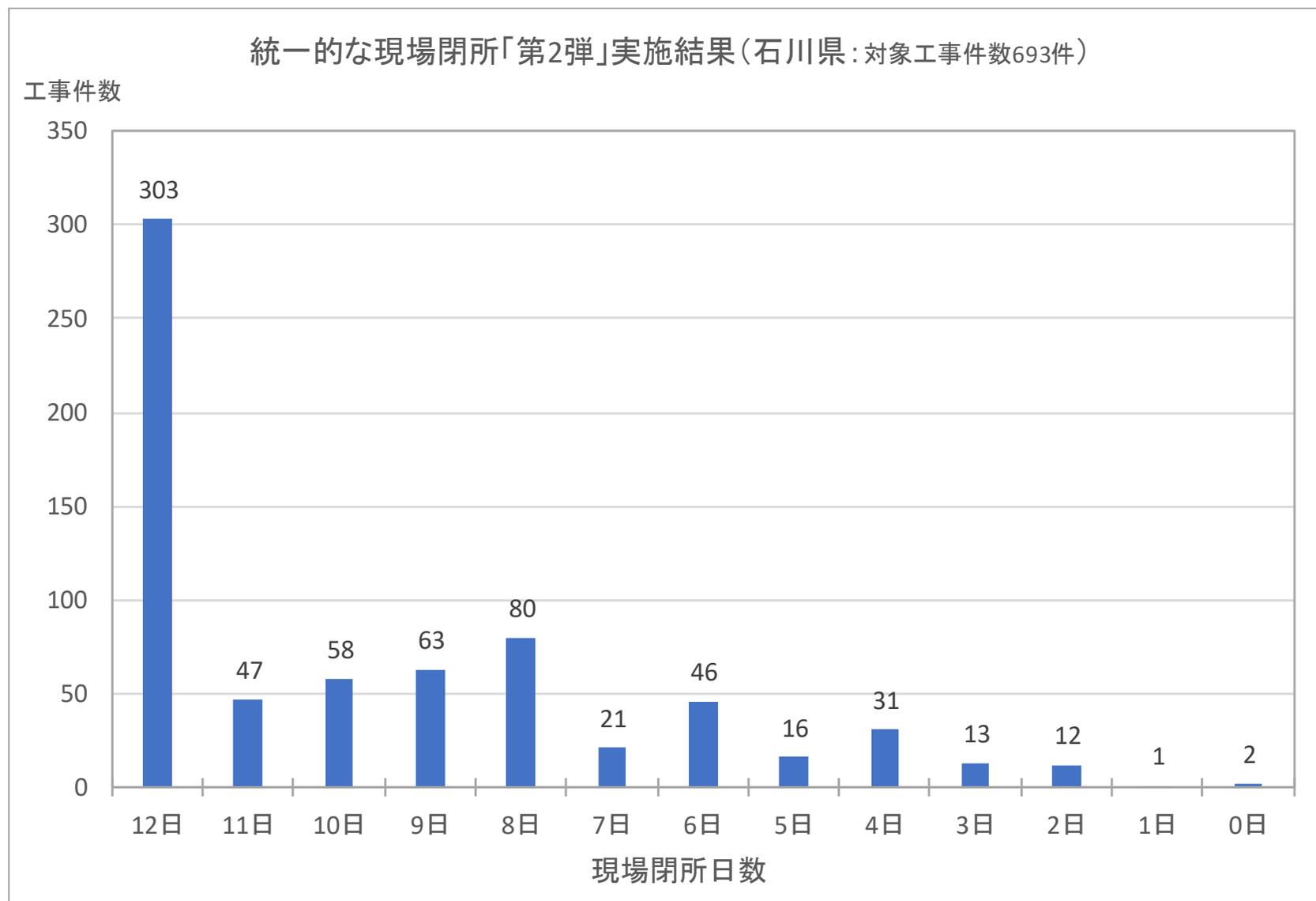
【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み結果(アンケートとりまとめ)

機関別実施結果(富山県)



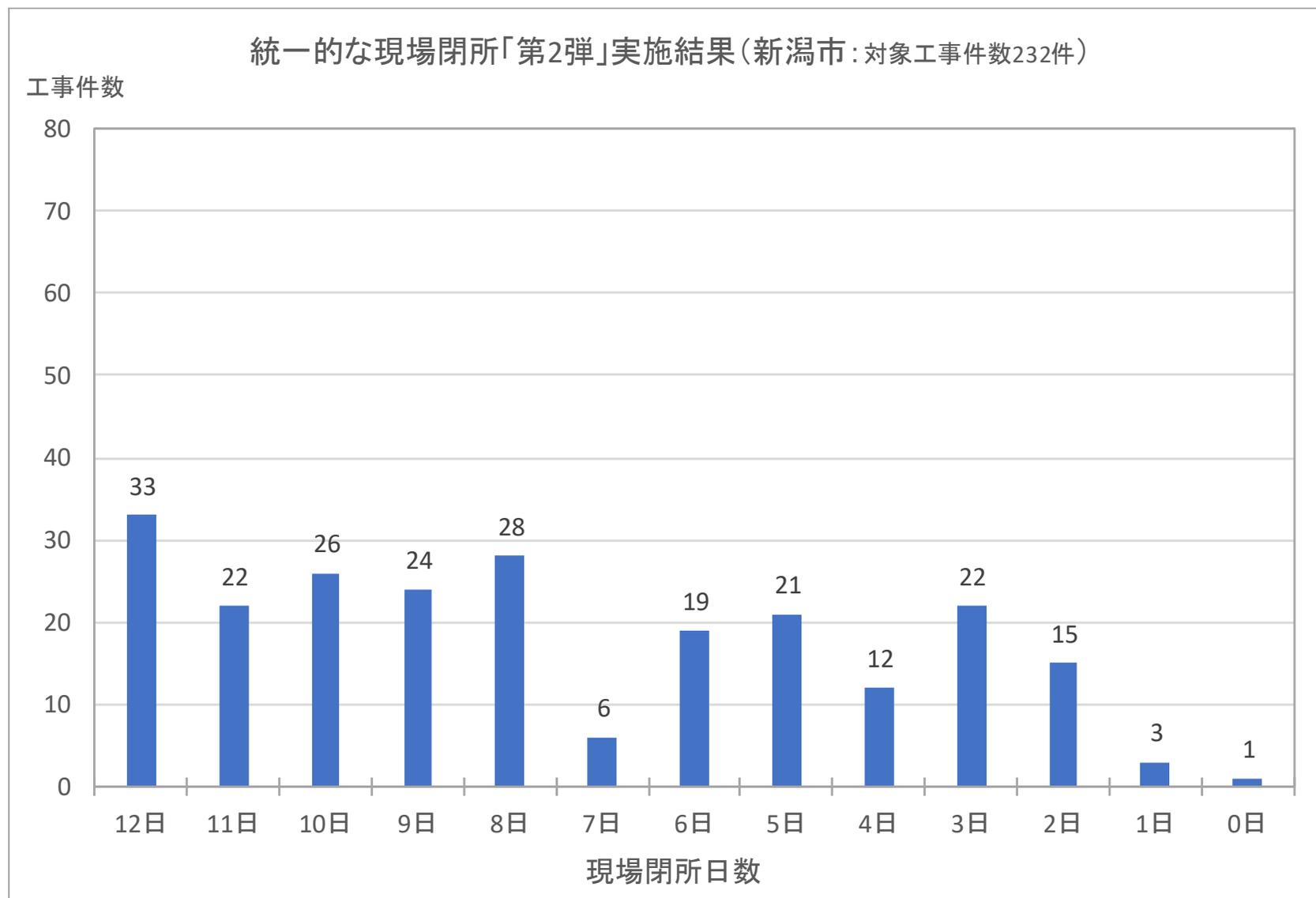
【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み結果(アンケートとりまとめ)

機関別実施結果(石川県)



【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み結果(アンケートとりまとめ)

機関別実施結果(新潟市)



【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み結果(アンケートとりまとめ)

取り組みが実施できなかった理由(工事、全体)

- ◆【機関A】営繕工事では、学校の改修工事等、工事期間が制約された工事が多く、2日以上連続した現場閉所が出来ない工事が13件あった。
- ◆【機関B】学校の改修工事で、生徒のいない休日の作業となるため。
- ◆【機関C】晴天時に工事の進捗を図る必要のあるほ場整備等の工事や、農繁期等により工期に制約のある工事

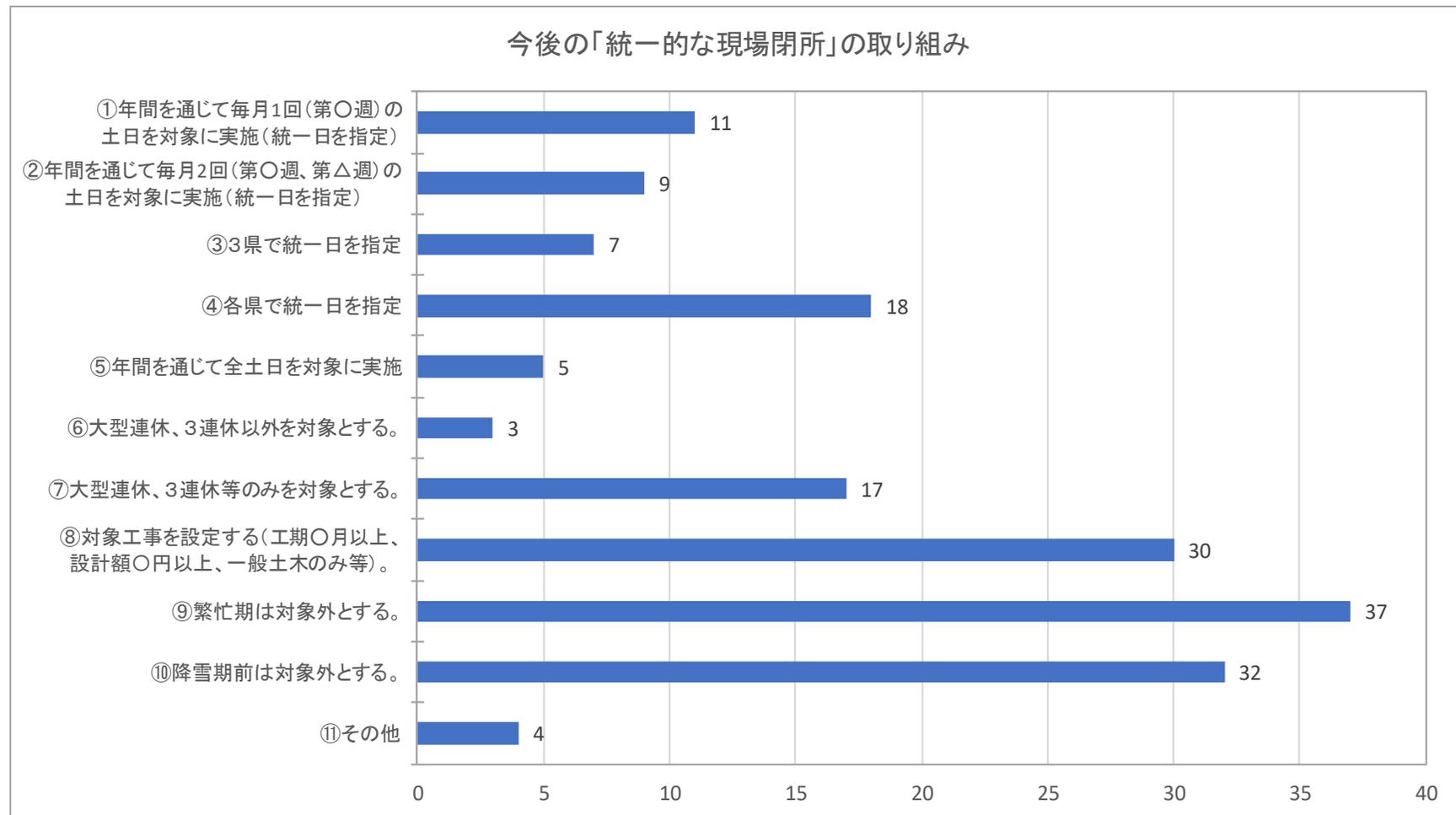
- ◆【機関D】10、11月は台風19号の影響のため、8件が実施不可。
- ◆【機関E】雪が降り始める年末の前の天候の良い期間に、工事を進捗させたいとの思いもあり、なかなか受注者に現場閉所の提案を行うことはできなかった。

- ◆【機関F】緊急作業及び工事については9月～11月3連休期間中工事を実施(①台風対策(足場ネット撤去)、②施設故障緊急対応(情報板故障)、③地元要望対応(安全対策上緊急性あり:草刈作業)等)
- ◆【機関G】見学会の対応や別途工事の工程に影響を及ぼすため。

【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み結果(アンケートとりまとめ)

来年度の「統一的な現場閉所」の取り組みについて

- ◆ 対象工事の設定、繁忙期、降雪期前を対象外とする意見が多かった。
- ◆ 一方、今年度の「統一的な現場閉所」の取り組みをさらに進めた「月1回」「月2回」「各県で統一」の意見も上がった。

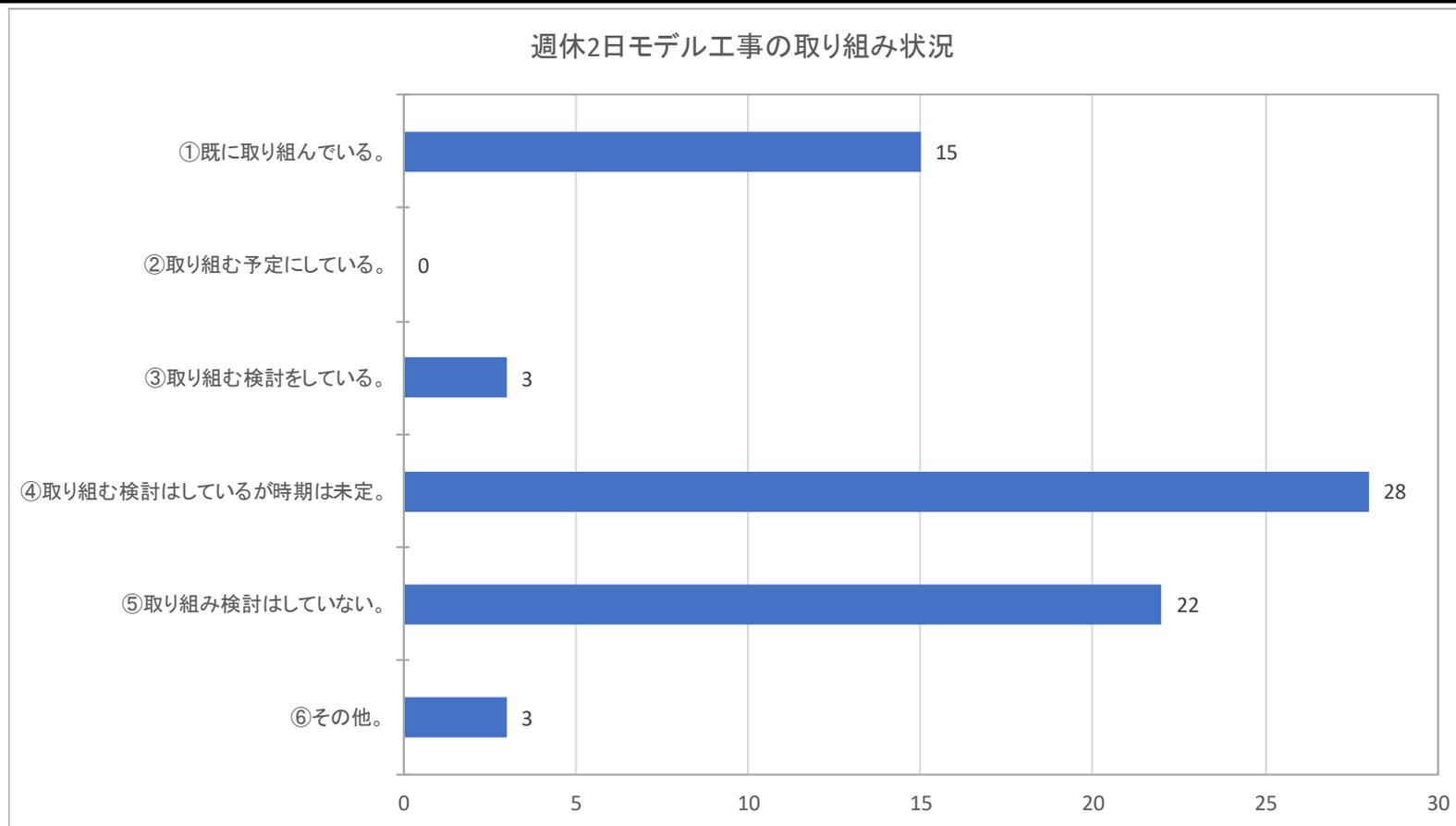


※ 該当項目を選択(複数選択可)

【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み結果(アンケートとりまとめ)

「週休2日モデル工事」の取り組みについて

◆ 積極的に取り組みを進める機関がある一方、取り組む検討はしているが時期は未定及び未検討の機関も多い。



【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み結果(アンケートとりまとめ)

改正労働基準法(5年後に罰則付きの残業規制が適用)への対応について

- ◆【機関H】令和2年度発注工事から「週休2日交替制モデル工事」を試行する予定(試行の仕方については、今年度中に検討)
- ◆【機関I】来年度は週休2日の取り組みとして「受注者希望方式」等の発注方式について検討したい。
- ◆【機関J】来年度は、モデル工事として複数件(4週8休・7休・6休、対象工事については今後検討)試行的に実施する。
- ◆【機関K】来年度は発注工事件中9割で4週8休とする。
- ◆【機関L】来年度は発注工事の全数で4週6休以上とし、5年後には、4週8休が確保できるようにする。
- ◆【機関M】来年度は4週8休を導入できるように検討する。
- ◆【機関N】来年度は、対象工事の設定要件などを検討したい。その後、業者へ周知を行いたい。
- ◆【機関O】来年度には試験的に実施できるように検討を行いたい。
- ◆【機関P】現在、発注工事は4週6休を実施しているので、5年後には、4週8休が確保できるようにしていきたい。
- ◆【機関Q】令和5年度までの対応完了を念頭に、制度周知を図り、情報収集と具体的な取り組みを検討する。

建設業における週休2日への取り組み

◆ 令和元年6月14日に品確法が一部改正、施行
(発注者等の責務)
第七条 六 **公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保**されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定**すること。

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用
- ◆ 法定労働時間は、原則1日8時間・1週間40時間(4週8休相当)

北陸ブロック発注者協議会

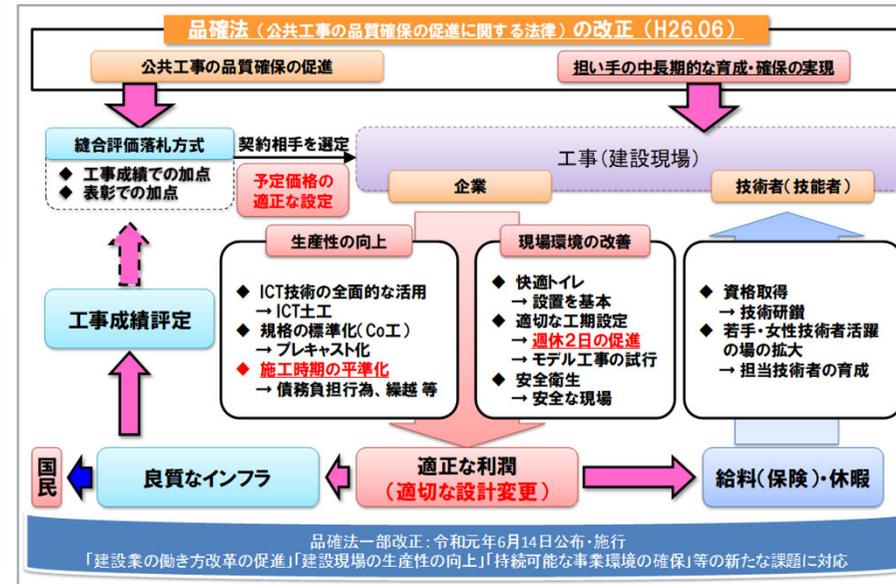
罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、また中長期的な担い手の確保のため発注機関が連携し、「**統一的な現場閉所**」を設定

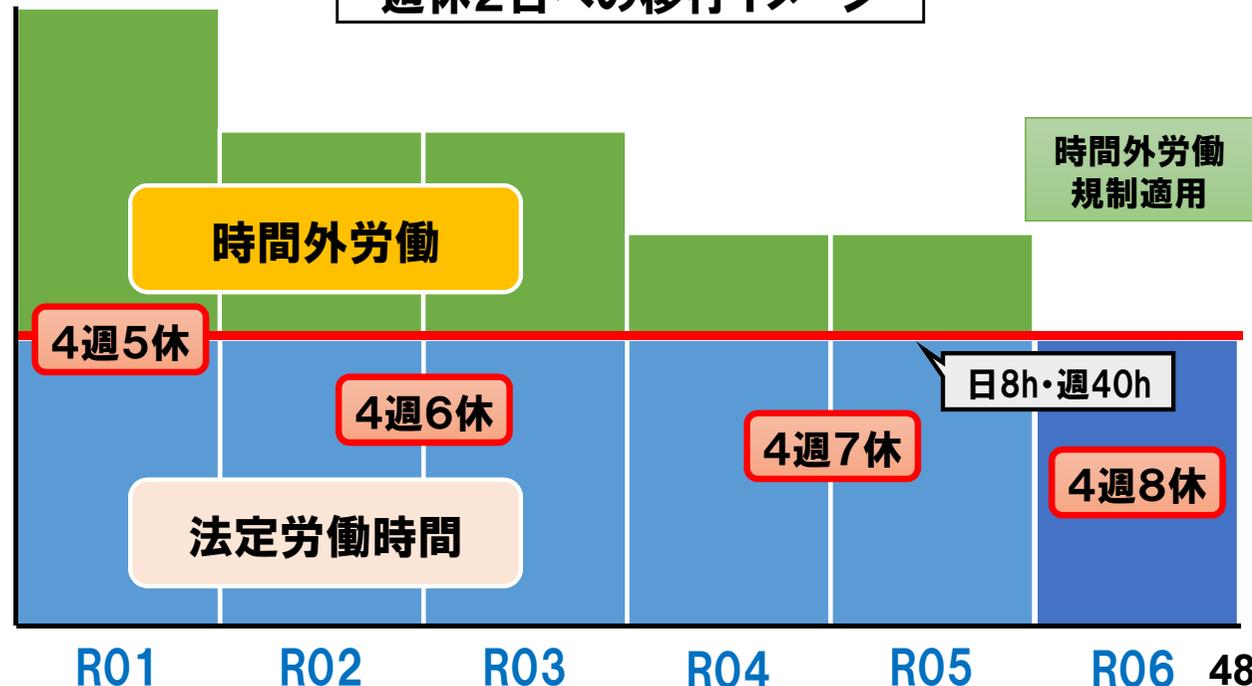
◇統一的な現場閉所

- 第1弾(R01.05:GW10連休)
- 第2弾(R01.09~11:4回の3連休)
- 第3弾(R02年度:毎月2回の閉所)

品確法に基づく建設生産システム



週休2日への移行イメージ



週休2日推進に向けた取り組み(令和2年度の取り組み)

「統一的な現場閉所」のアンケート結果より、

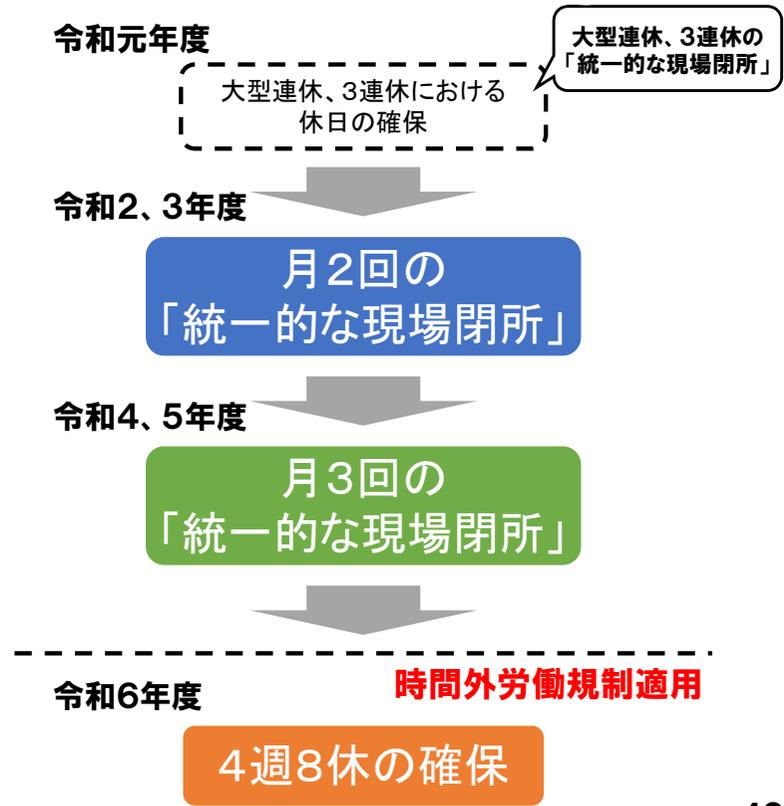
- ◆ 週休2日推進に向けた取り組み(令和2年度の取り組み)
 - ① 年間を通じて毎月2回(第2週、第4週)の土日を対象に実施
 - ※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替えられるものとする
 - ② ①を北陸管内の現場閉鎖の統一日として設定

第2週、第4週の土日を「統一的な現場閉所」とした場合

例: 令和2年4月

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

月2回の「統一的な現場閉所」



週休2日推進に向けた取り組み(令和2年度 週休2日モデルカレンダー)

- 令和2年度は、年間を通じての取り組みを実施。
 - 毎月の第2週、第4週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。
- ※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替えられるものとする。

2020年 4月							5月							6月							7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4						1	2	31	1	2	3	4	5	6				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					26	27	28	29	30		
8月							9月							10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1	30	31	1	2	3	4	5					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
2	7	8	9	10	11	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	29	30					
2021年 12月							1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2	31	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	28							28	29	30	31			

◆ 実施結果の集計・分析方法については今後検討。

週休2日(4週8休)の実施例

- ◆ 週休2日工事は下図の「一般的な工事」を対象。
- ◆ 現場条件、工事内容等から「現場閉所」「技術者の土日の休み」等の実施が困難な工事について対応を検討中。(令和2年度中に方針を提示予定。)

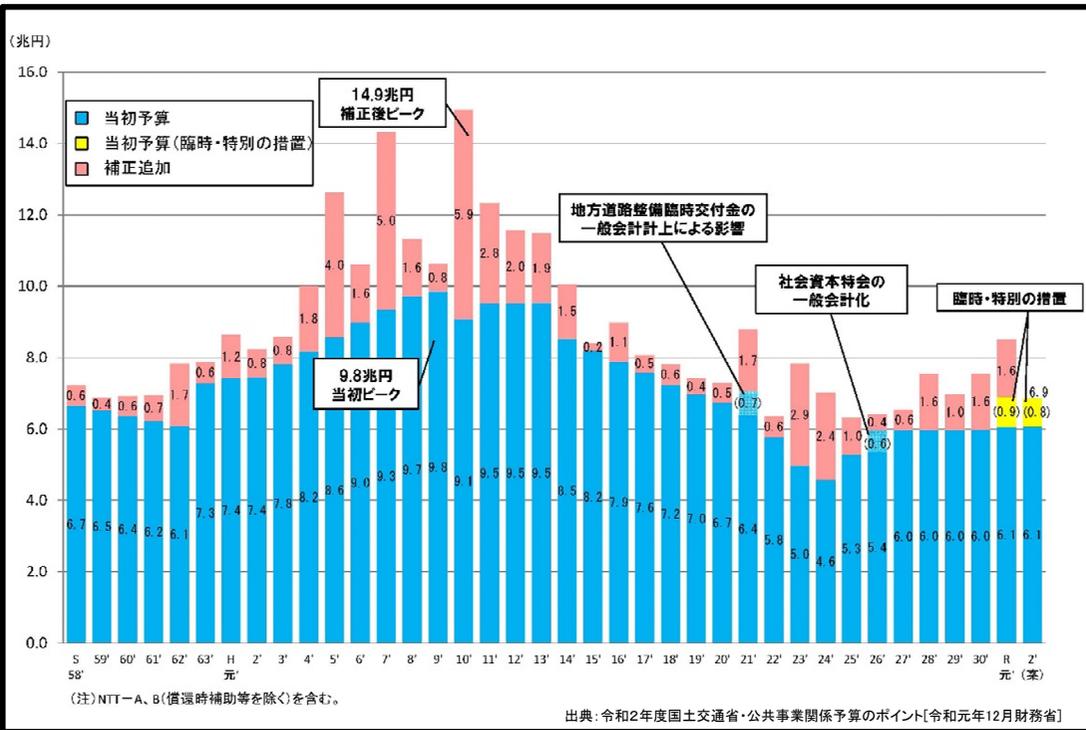
		月	火	水	木	金	土	日		
対象	一般的な工事	工事					休	休		
	技術者						休	休		
対応を検討中	トンネル工事等 (交代制)	工事								
		技術者A						休	休	
		技術者B				休	休			
	技術者C	休	休							
	維持工事等 (交代制)	工事								
		技術者A					休	休		
技術者B		休						休		
現場制約のある 工事等	工事				休	休				
	技術者				休	休				

建設事業をとりまく現状と課題

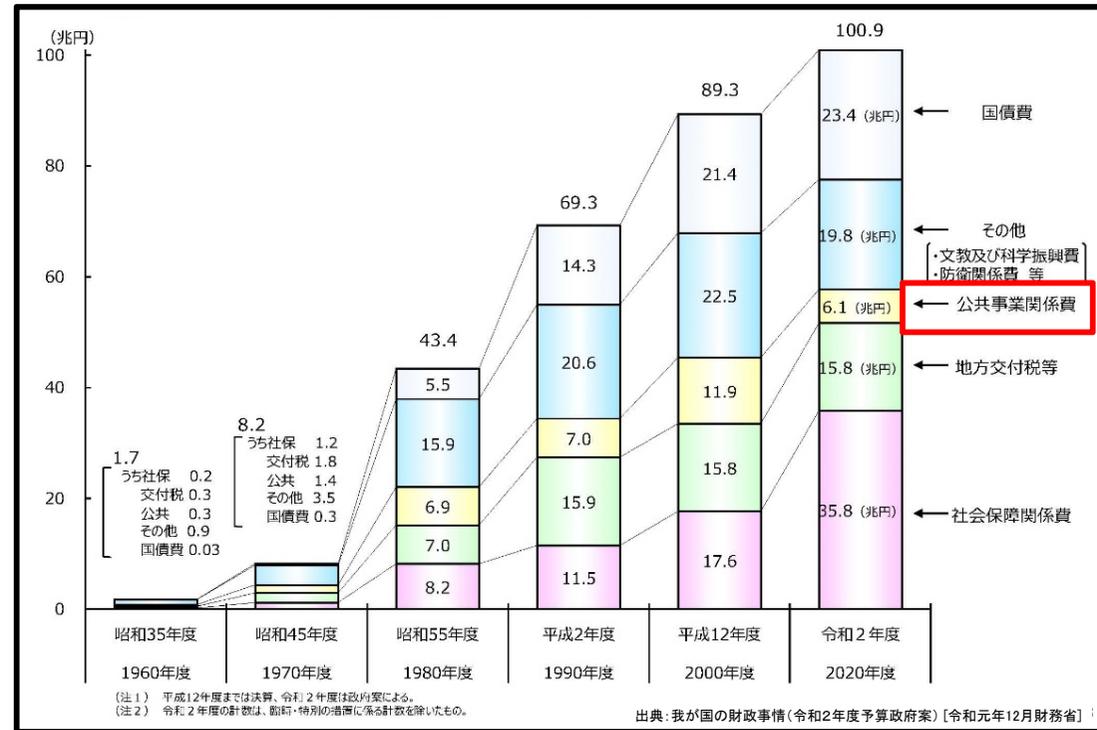
建設事業をとりまく現状①（事業費の推移）

◆ 公共事業による社会インフラの整備は、経済活動の活性化や国民生活の向上に大きく寄与するため、維持管理・更新を含めて今後も安定的な確保が必要。

公共事業関係費の推移(全国)



一般会計歳出の主要経費の推移(全国)



- ◆ 公共事業関係費の当初予算は、平成9年度がピーク、平成24年度が底となっている。
- ◆ 平成23年3月の東日本大震災もあり、平成25年度以降後若干回復し、平成26年度から約6兆円で推移している。

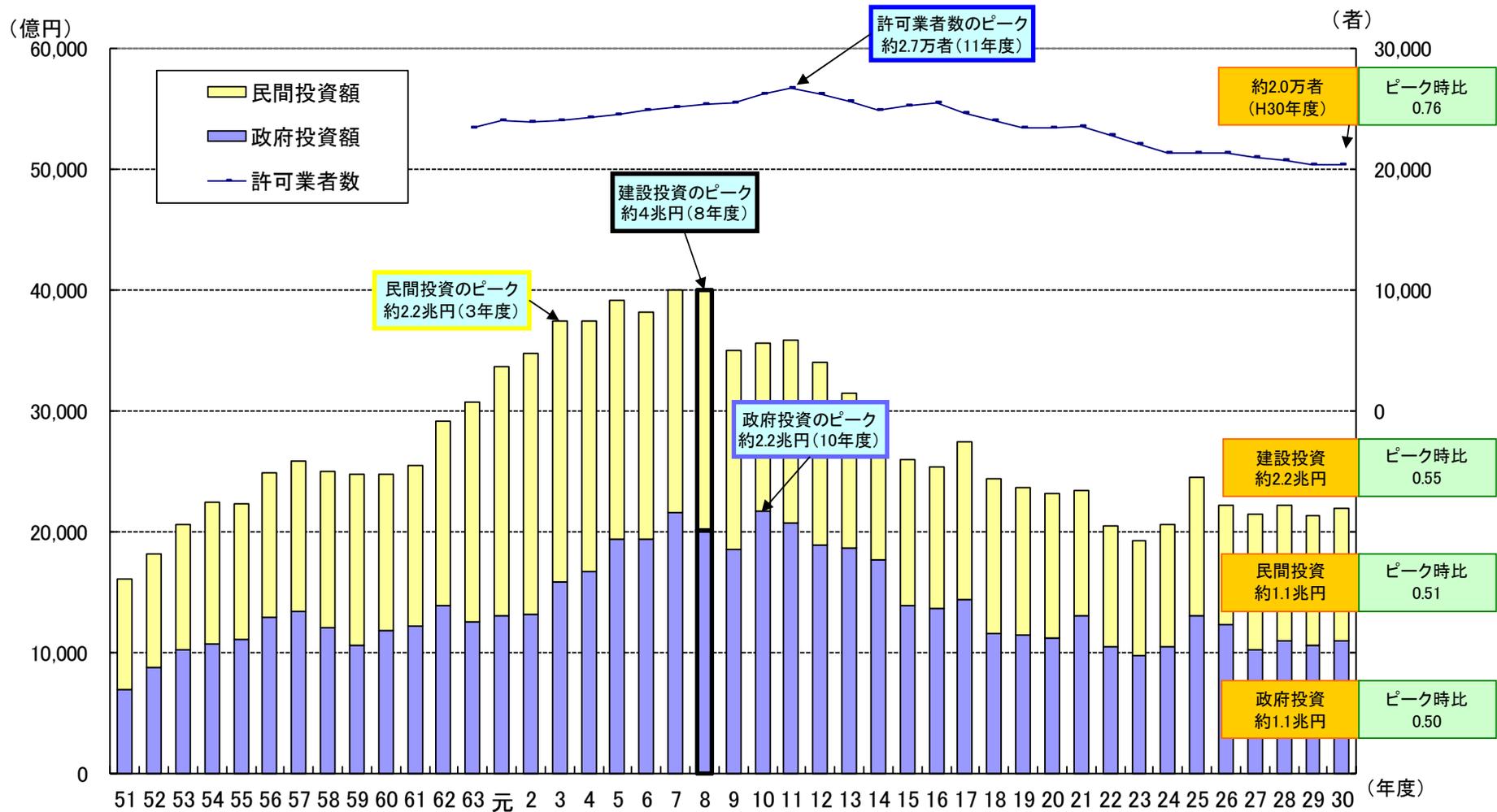
- ◆ 一般会計歳出の推移では、公共事業関係費が占める割合は減少し、社会保障関係費が増大。

建設事業をとりまく現状②（事業費の推移）

◆ 建設投資額の減少に伴い、建設業者数も減少。

- 建設投資額（平成30年度見通し）は約2.2兆円で、ピーク時（平成8年度）から約45%減。
- 建設業者数（平成30年度末）は約2.1万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約24%減。

「北陸」の建設事業を取り巻く現状（建設投資、許可業者数の推移）



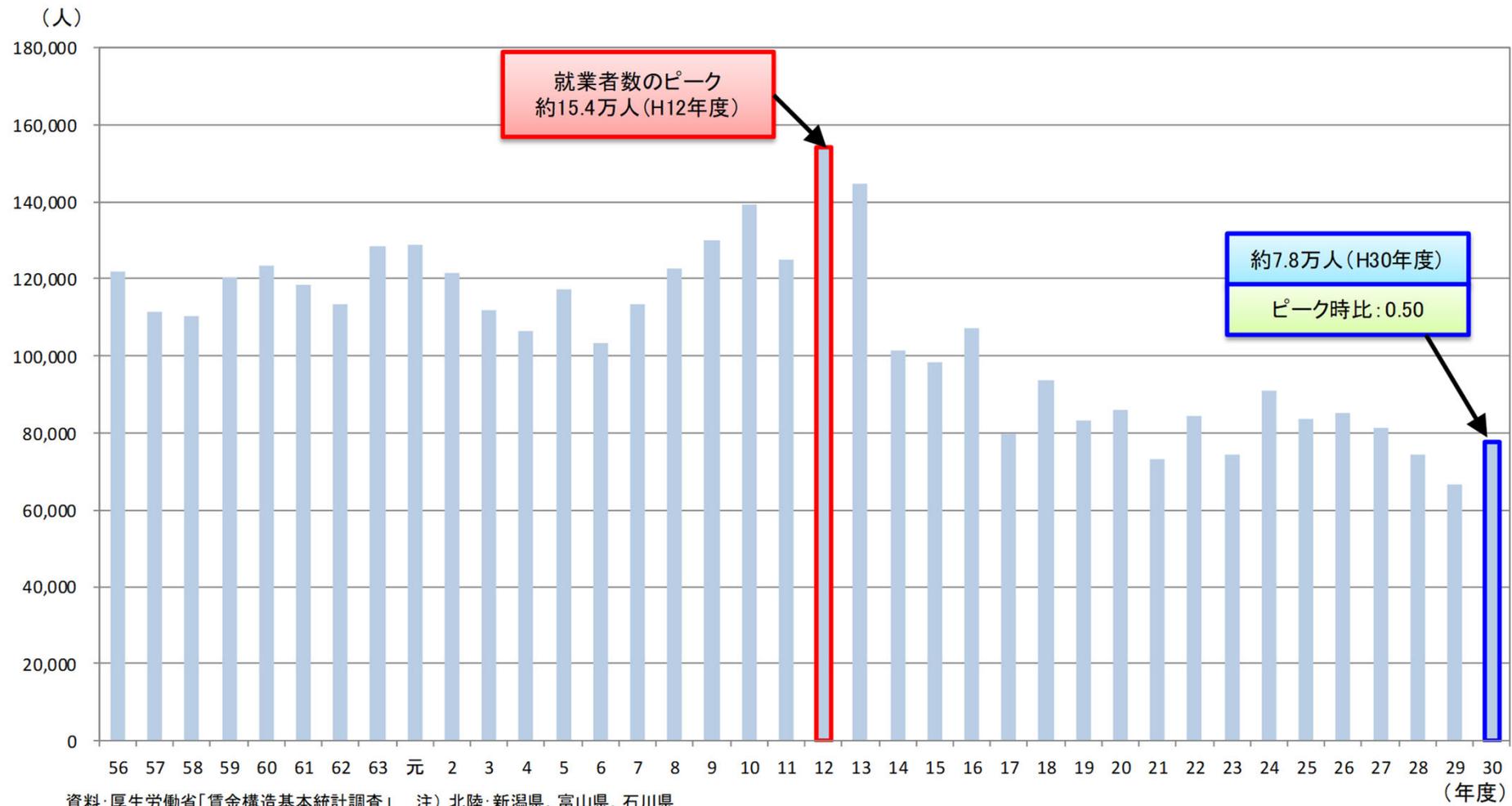
資料：国土交通省「建設総合統計年度報」・「許可業者数調べ」・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
 注1) 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値 注2) 北陸：新潟県、富山県、石川県 注3) 投資額は出来高ベース

建設事業をとりまく現状③（建設就業者数の推移）

◆ 建設投資額、建設業者数の減少に伴い、建設就業者数も減少。

□ 建設業就業者数（平成30年平均）は約7.8万人で、ピーク時（平成12年平均：15.4万人）から約50%減。

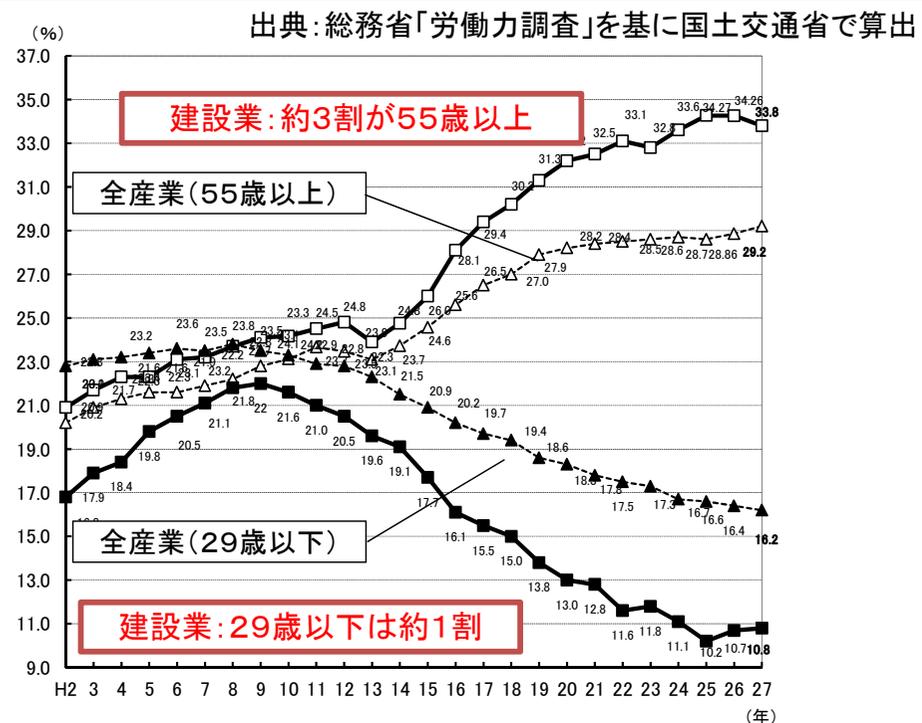
「北陸」の建設事業を取り巻く現状（建設就業者数の推移）



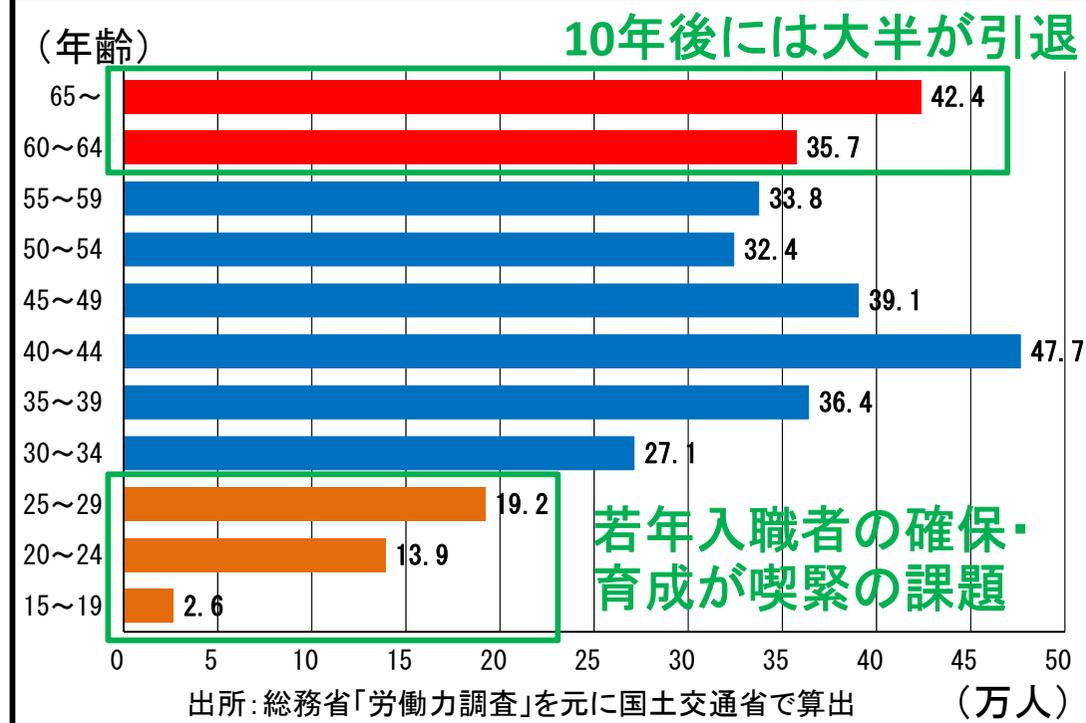
建設事業をとりまく現状④（建設従事者の年齢）

- ◆ 今後、中長期的には、60代以上が大量離職（引退による退職）する可能性があり、担い手の確保、育成が喫緊の課題。

建設業の年齢階層別構成比の推移（全国）



建設従事者の年齢構成分布（全国）



- ◆ 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行している。

- ◆ 60代の建設従事者は10年後には大半が引退
- ◆ 若年入職者の確保・育成が喫緊の課題

建設事業をとりまく現状⑤ (頻発する災害)

◆ 気候変動により、豪雪、大雨の頻度増加、強い台風の増加等が予測されており、これにより水害、土砂災害等が頻発、激甚化することが懸念。

H30年豪雪



H19.3.25 能登半島地震



H29.1.16 地すべり



(南砺市)

H24.4.22 地すべり (三条市)



H23.7.28 新潟・福島豪雨



信濃川

H25.5.7 地すべり (魚沼市)



H20.7.28 豪雨

石川県金沢市 (浅野川)



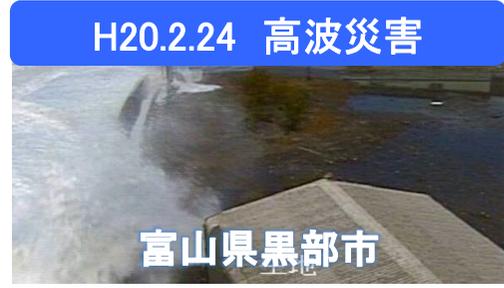
H25.7.29 豪雨

石川県小松市 (梯川)



H20.2.24 高波災害

富山県黒部市



H26.11.22 長野県北部を震源とする地震



H24.4.12 地すべり

(糸魚川市)



H24.3.7 地すべり

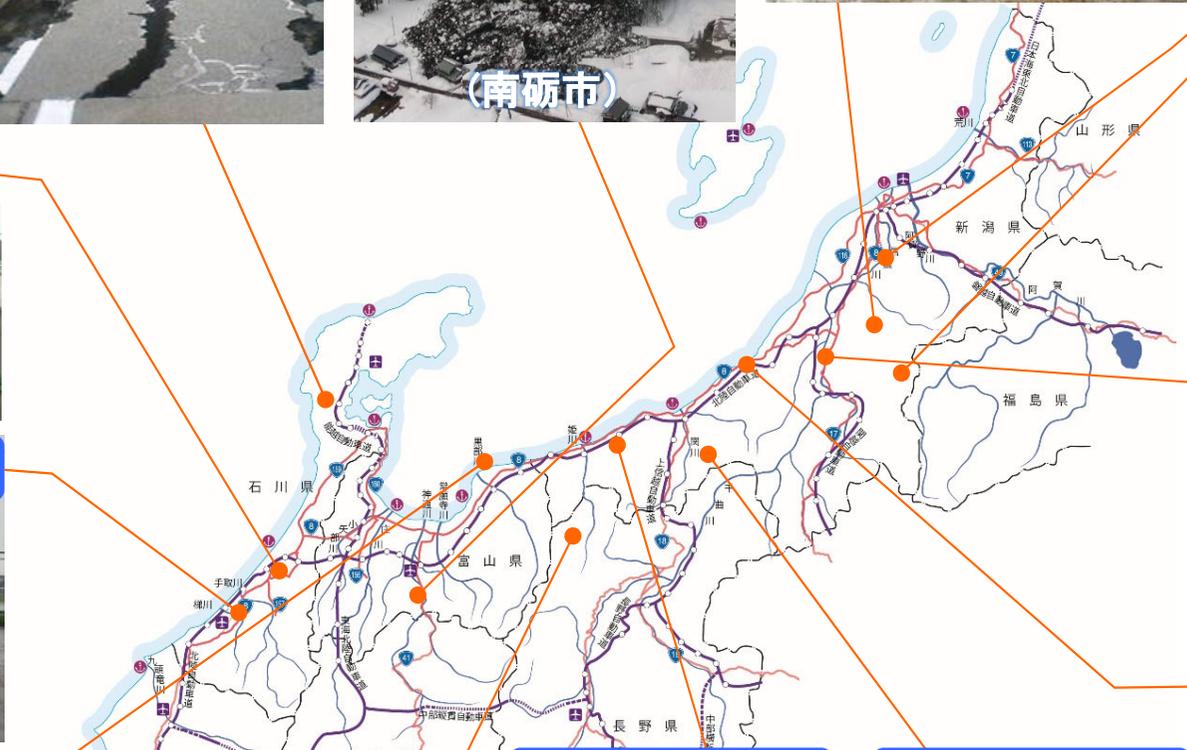
(上越市)



H16.10.23 新潟県中越地震



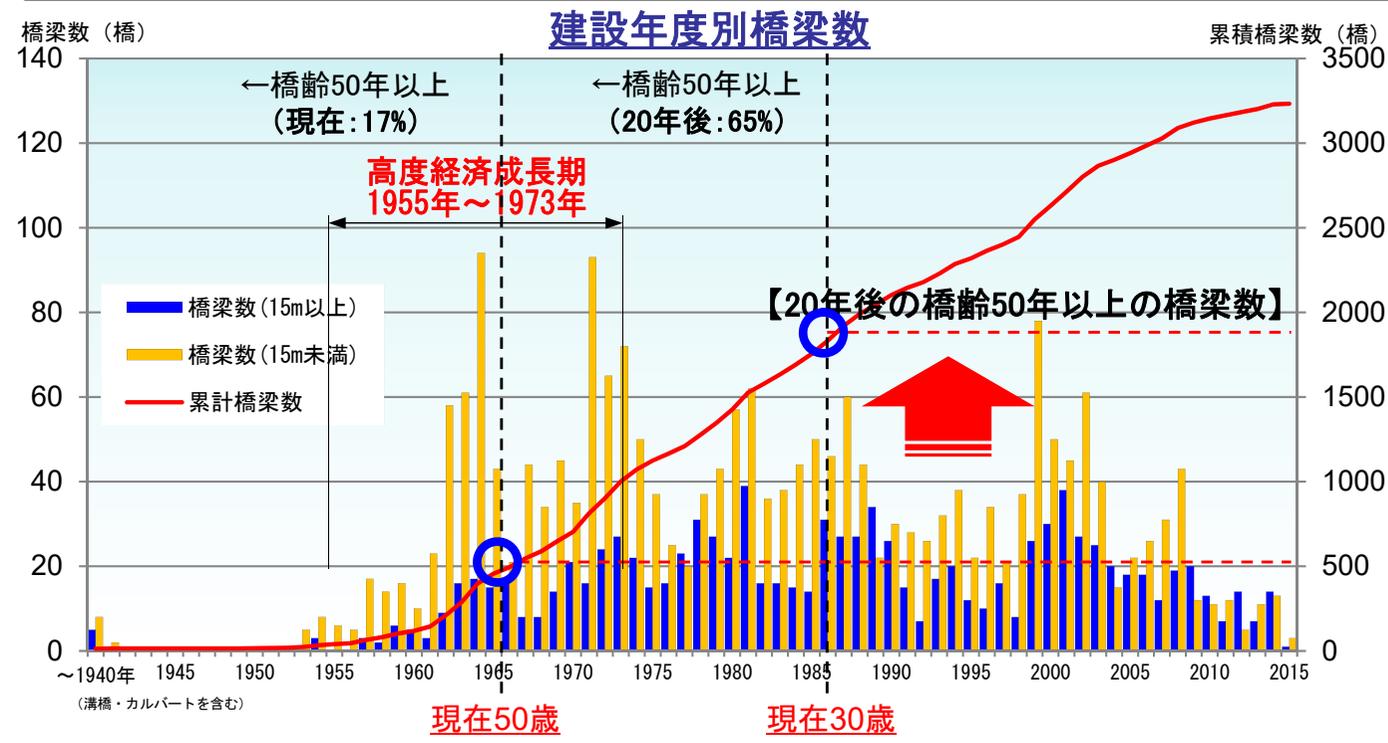
H19.7.16 新潟県中越沖地震



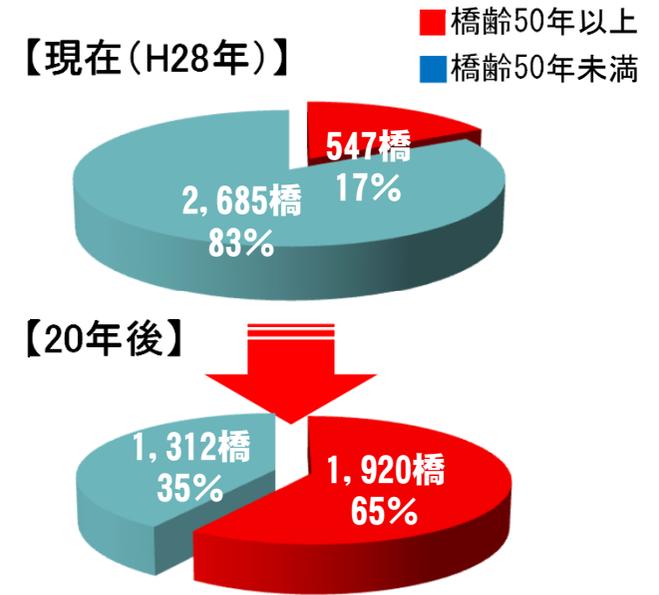
建設事業をとりまく現状⑥（インフラの老朽化）

◆ 高度成長期以降に整備したインフラが急速に老朽化し、今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

- 北陸地方整備局が管理している道路橋は3,421橋（H28年4月現在）。
- 建設後50年以上の割合は現在が約17%だが20年後には約65%となり、急速に高齢化・老朽化が進行。



橋梁の年齢別割合



建設年度不明の橋梁は含んでいない

管内の橋梁の損傷事例



落橋の事例 (沖縄県 辺野喜橋 (2009年7月))

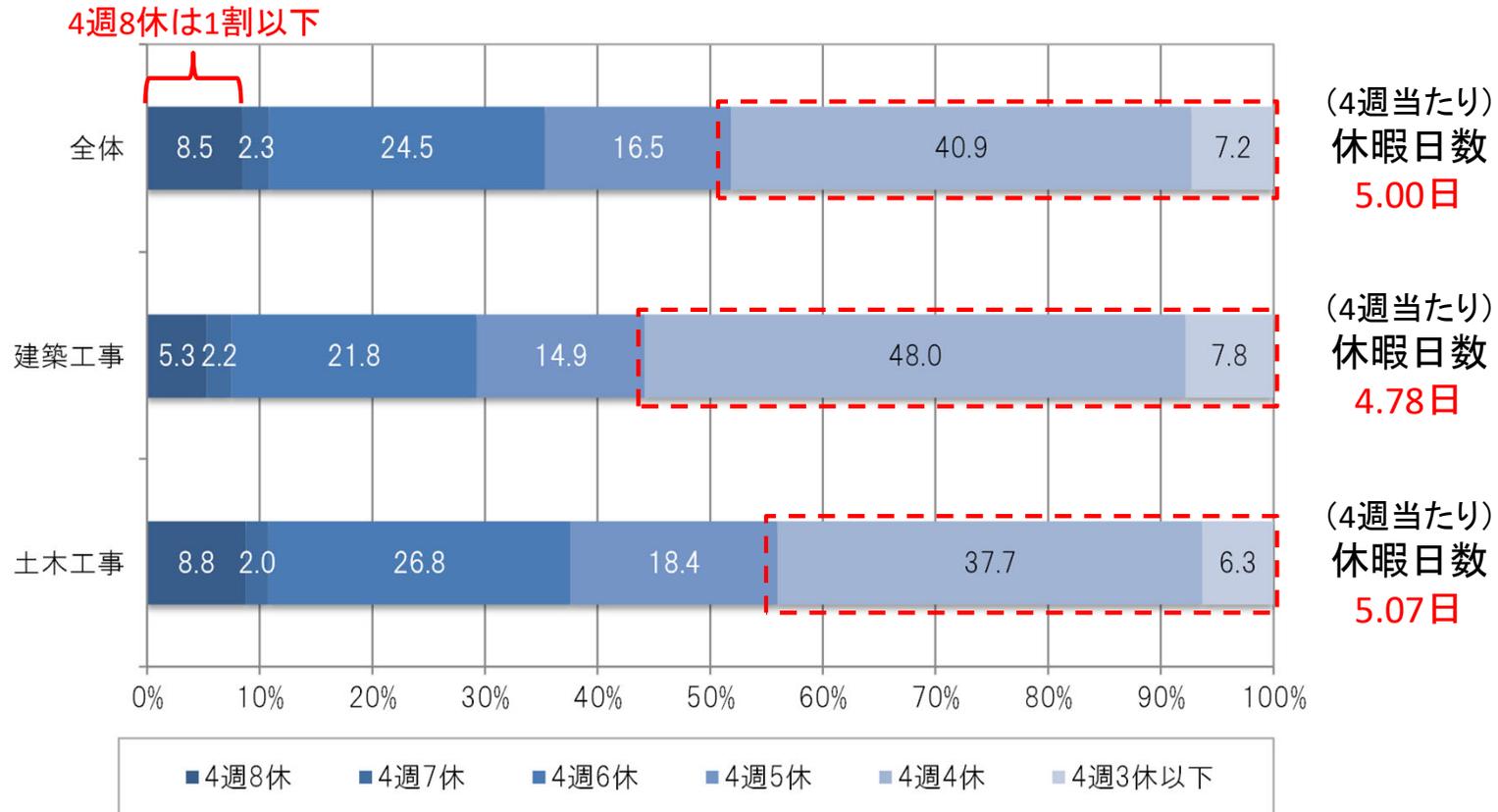


建設事業をとりまく現状⑦（建設業における休日の状況）

◆ 中長期的に担い手を確保するために、賃金の改善を図るとともに、週休2日の推進等による労働環境の改善が不可欠。

□ 現在、4週8休は1割以下（全体：8.5%、建築：5.3%、土木：8.8%）

□ 4週当たりの平均休暇日数は「5.00日」（全体）。



※ 建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
出典：日建協「2017時短アンケート2017（速報）」を基に国土交通省が作成